

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構		
評価対象事業年 度	年度評価	令和 6 年度（第 5 期）	
	中期目標期間	令和 5 ～令和 9 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 安達 佳弘
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官 諏訪 克之
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3．評価の実施に関する事項	
令和 7 年 7 月 30 日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。	

4．その他評価に関する重要事項	

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和5年度	6年度	7年度	8年度
		B	B		
評価に至った理由	所期の目標を概ね達成しており、特に全体として評価を引き下げる事象も認められないため、B評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各重点化対象項目については、指標を概ね達成しており、原因及び対策に関しても検討していると認められる。 特に重大な業務運営上の問題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(有識者からの意見) ・一般の中小企業退職金共済事業の「確実な退職金の支給に向けた取組」に関する目標について、幾らでもコストを掛けて良いわけではない、目標達成のためにこの取組に更にコストを掛けるのであれば、目標自体の見直しということも必要ではないかと思う。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
Ⅰ 退職金共済事業 1 資産の運用 （1）制度の特徴及び運用の目的 （2）資産運用の目標 （3）運用の目標達成に向けた取組 （4）スチュワードシップ責任に係る取組 （5）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	A ○重	B ○重				1－1	P 4	
2 一般の中小企業退職金事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）中退共システム再構築 （4）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重 ○重	B ○重 ○重				1－2	P17	
3 建設業退職金共済事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重 ○重	B ○重 ○重				1－3	P39	
4 清酒製造業退職金共済事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重	B ○重				1－4	P62	
5 林業退職金共済事業 （1）累積欠損金の処理 （2）加入促進対策の効果的実施 （3）サービスの向上 （4）確実な退職金の支給に向けた取組	A ○重 ○重	B ○重 ○重				1－5	P73	
Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B	B				1－6	P87	
Ⅲ 雇用促進融資事業	B	B				1－7	P93	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B					2－1	P95
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等								
2 業務運営の効率化に伴う経費削減								
3 給与水準の適正化								
4 業務の電子化に関する取組								
5 契約の適正化の推進	○重	○重						
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
第 3 財務内容の改善に関する事項	A	B					3－1	P110
Ⅳ．その他の事項								
第 4 その他業務運営に関する重要事項	B ○重	B ○重					4－1	P113
1 ガバナンスの徹底 （1）内部統制の徹底 （2）情報セキュリティ対策の推進等 （3）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組								
2 人事に関する事項								
第 5 予算、収支計画及び資金計画 第 6 短期借入金の限度額 第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第 8 剰余金の使途 第 9 積立金の処分に関する事項	B	B						

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	I 退職金共済事業 1 資産の運用		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 （２）資産運用の目標 （３）運用の目標達成に向けた取組 （４）スチュワードシップ責任に係る取組 （５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 【指標】 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 また、資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、 ①ブルーデント・エキスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること ②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
資産運用委員会 が作成する資産 運用に関する評 価報告書におい て、運用実績を 踏まえ、年間を 通じて上記 （３）（４）の対 応が適切に実施 されたとの評価 を受ける	同左	資産運用委員 会が作成する 資産運用に関 する評価報告 書において、 上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。	資産運用委員 会が作成する 資産運用に関 する評価報告 書において、 上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。					予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<評定と根拠> 評定：B 令和6年度は、基本ポートフォリオ策定の重要な前提条件である金融経済情勢が変化すると判断し、令和6年7月1日に基本ポートフォリオを改定した。また、アクティブ運用についてスタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、マネジャー・ストラクチャーの見直しに着手した。 さらに、サステナビリティを重視した運用の観点からは、「令和5年度責任投資活動報告書」の公表など、責任投資方針に基づき、資産運用の基本方針の範囲内で引き続き取り組んでおり、「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」も公表した。 これらの活動は、資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、当機構の運用目的に適う運用が行われたものと評価された。 以上を踏まえ、所期の目標を達成していると考えられるので、B評価とする。	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

I 退職金共済事業 1 資産の運用 【重要度 高】 【困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 機構資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこと。 （２）資産運用の目標	I 退職金共済事業 1 資産の運用 【重要度 高】 【困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行う。 （２）資産運用の目標	I 退職金共済事業 1 資産の運用 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行う。 （２）資産運用の目標	＜その他の指標＞ ・資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて左記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。	I 退職金共済事業 1 資産の運用 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこととなっている。 上記に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すべく、資産運用の基本方針に定める「基本ポートフォリオ」の運用を適切に行った。 （２）資産運用の目標	・資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて運用の目標達成に向けた取組及びスチュワードシップ責任に係る取組の対応が適切に実施されたとの評価を受けた。	
--	--	--	---	---	---	--

機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目指す。 ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。	機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。 ただし、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定する。	機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。 ただし、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定する。	＜評価の視点＞ ・基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異の原	機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することとなっている。 令和６年度の運用利回り（手数料控除後）は（参考１）の通りである。一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）△0.75％、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）△0.49％、建退共（特別）△0.67％、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）△0.48％、清退共（特別）0.02％、林業退職金共済（以下「林退共」という。）△0.86％と全経理において必要な利回りを下回る結果となった。 令和６年度末における利益剰余金と想定損失額の比較は（参考５）の通りである。中退共と建退共については、令和５年度末より利益剰余金は減少したものの、向こう５年間に想定し得る最悪の状況で発生する損失額（以下「想定損失額」という。）を上回る利益剰余金を維持しており、財務基盤に特段の不安はない状況である。清退共は、利益剰余金が責任準備金（11億円）の２倍、清退共（特別）については、利益剰余金が責任準備金（0.6億円）の３倍以上の水準に達しており、財務基盤に不安はない。林退共は、再び累積欠損金に転じたが、2020（令和２）年11月に策定した累積欠損金解消計画（以下「解消計画」という。）の範囲内に収まっている。 また、（参考２）にあるように、令和２年度から令和６年度の５年間の通期でみた場合、中退共、建退共及び林退共における運用利回りは、必要な利回りを上回っている。 （参考１）令和６年度実績 <table><tr><td colspan="7">（単位：％）</td></tr><tr><td></td><td>中退共</td><td>建退共</td><td>建退共（特別）</td><td>清退共</td><td>清退共（特別）</td><td>林退共</td></tr><tr><td>予定運用利回り</td><td>1.00</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td>0.10</td></tr><tr><td>必要な利回り（a）</td><td>1.10</td><td>1.03</td><td>1.51</td><td>2.21</td><td>0.52</td><td>0.57</td></tr><tr><td>運用利回り（b）</td><td>△0.75</td><td>△0.49</td><td>△0.67</td><td>△0.48</td><td>0.02</td><td>△0.86</td></tr><tr><td>（b）－（a）</td><td>△1.85</td><td>△1.52</td><td>△2.18</td><td>△2.69</td><td>△0.50</td><td>△1.43</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 （参考２）５年平均（令和２年度～令和６年度） <table><tr><td colspan="7">（単位：％）</td></tr><tr><td></td><td>中退共</td><td>建退共</td><td>建退共（特別）</td><td>清退共</td><td>清退共（特別）</td><td>林退共</td></tr><tr><td>予定運用利回り</td><td>1.00</td><td>1.64</td><td>1.64</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td>0.18</td></tr><tr><td>必要な利回り（a）</td><td>1.10</td><td>1.38</td><td>1.56</td><td>2.07</td><td>0.51</td><td>0.89</td></tr><tr><td>運用利回り（b）</td><td>1.79</td><td>1.52</td><td>1.52</td><td>0.95</td><td>0.01</td><td>1.57</td></tr><tr><td>（b）－（a）</td><td>0.69</td><td>0.14</td><td>△0.03</td><td>△1.13</td><td>△0.50</td><td>0.67</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 （３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行うこととなっている。中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保	（単位：％）								中退共	建退共	建退共（特別）	清退共	清退共（特別）	林退共	予定運用利回り	1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10	必要な利回り（a）	1.10	1.03	1.51	2.21	0.52	0.57	運用利回り（b）	△0.75	△0.49	△0.67	△0.48	0.02	△0.86	（b）－（a）	△1.85	△1.52	△2.18	△2.69	△0.50	△1.43	（単位：％）								中退共	建退共	建退共（特別）	清退共	清退共（特別）	林退共	予定運用利回り	1.00	1.64	1.64	2.30	2.30	0.18	必要な利回り（a）	1.10	1.38	1.56	2.07	0.51	0.89	運用利回り（b）	1.79	1.52	1.52	0.95	0.01	1.57	（b）－（a）	0.69	0.14	△0.03	△1.13	△0.50	0.67	＜評価の視点に対する措置＞ ・委託運用の収益下振れを要因分解すると、市場収益要因はマイナス寄与する一方、超過
（単位：％）																																																																																									
	中退共	建退共	建退共（特別）	清退共	清退共（特別）	林退共																																																																																			
予定運用利回り	1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10																																																																																			
必要な利回り（a）	1.10	1.03	1.51	2.21	0.52	0.57																																																																																			
運用利回り（b）	△0.75	△0.49	△0.67	△0.48	0.02	△0.86																																																																																			
（b）－（a）	△1.85	△1.52	△2.18	△2.69	△0.50	△1.43																																																																																			
（単位：％）																																																																																									
	中退共	建退共	建退共（特別）	清退共	清退共（特別）	林退共																																																																																			
予定運用利回り	1.00	1.64	1.64	2.30	2.30	0.18																																																																																			
必要な利回り（a）	1.10	1.38	1.56	2.07	0.51	0.89																																																																																			
運用利回り（b）	1.79	1.52	1.52	0.95	0.01	1.57																																																																																			
（b）－（a）	0.69	0.14	△0.03	△1.13	△0.50	0.67																																																																																			
（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達																																																																																							

成するため、以下の取組を行うこと。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。 （具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行	成するため、以下の取組を行う。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施する。 （具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行	成するため、以下の取組を行う。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施する。 （具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行	因を分析し、確認された原因を踏まえ、必要な対応を検討し、実施しているか。 ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。	することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。 取組の具体的なプロセスとして、基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、以下の検討と対応を行った。 （参考 3）運用実績（期待収益率との比較） <table><tr><th colspan="7">（単位：％）</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">中退共事業 給付経理</th><th colspan="2">建退共事業</th><th colspan="2">清退共事業</th><th rowspan="2">林退共事業 給付経理</th></tr><tr><th>給付経理</th><th>特別給付経理</th><th>給付経理</th><th>特別給付経理</th></tr><tr><td>予定運用利回り（年間）</td><td>1.0</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>0.1</td></tr><tr><td>必要な利回り（推計値、年間）※2</td><td>1.10</td><td>1.03</td><td>1.51</td><td>2.21</td><td>0.52</td><td>0.57</td></tr><tr><td>期待収益率（A）</td><td>0.71</td><td>0.66</td><td>0.56</td><td>0.39</td><td>0.00</td><td>0.59</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.42</td><td>0.46</td><td>0.31</td><td>0.19</td><td>0.00</td><td>0.26</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>-</td><td>1.10</td></tr><tr><td>収益率実績（B）</td><td>△ 0.75</td><td>△ 0.49</td><td>△ 0.67</td><td>△ 0.48</td><td>0.02</td><td>△ 0.86</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.53</td><td>0.47</td><td>0.28</td><td>0.20</td><td>0.02</td><td>0.24</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>△ 2.36</td><td>△ 2.36</td><td>△ 2.36</td><td>△ 2.36</td><td>-</td><td>△ 2.36</td></tr><tr><td>実績－期待（B-A）</td><td>△ 1.47</td><td>△ 1.15</td><td>△ 1.23</td><td>△ 0.88</td><td>0.02</td><td>△ 1.45</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.12</td><td>0.01</td><td>△ 0.03</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td>△ 0.02</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>△ 3.46</td><td>△ 3.46</td><td>△ 3.46</td><td>△ 3.46</td><td>-</td><td>△ 3.46</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※本表においては、自家運用（簿価）は、国内債券（簿価）のほか、生命保険（一般勘定）、有価証券信託及び預金を含む。委託運用（時価）は、包括信託のみである。 期待リターンと運用実績との差異は、おおむね委託運用によるものである。自家運用については、国内金利の上昇に伴い購入する債券の利回りが上昇し残存期間の長い債券を多く購入した中退共資産においては、期待リターンを 0.12%上回る実績となった。一方、委託運用については、主として国内外債券の価格下落により期待リターンを下回る実績となった。 委託運用の要因分析は以下の通り。 （参考 4）令和 6 年度の委託運用（包括信託）における超過収益率の要因分析 <table><tr><th colspan="2">（単位：％）</th></tr><tr><td>期待収益率（A）</td><td>1.10</td></tr><tr><td>収益率実績（B）</td><td>△2.36</td></tr><tr><td>複合ベンチマーク騰落率（C）</td><td>△2.31</td></tr><tr><td>実績－期待（B）－（A）</td><td>△3.46</td></tr><tr><td>市場収益要因（C）－（A）</td><td>△3.41</td></tr><tr><td>超過収益要因（B）－（C）－（D）</td><td>0.03</td></tr><tr><td>資産配分効果</td><td>0.17</td></tr><tr><td>個別資産効果</td><td>△0.17</td></tr><tr><td>複合効果</td><td>0.03</td></tr><tr><td>手数料要因（D）</td><td>△0.08</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※複合ベンチマーク騰落率とは、資産（国内債券・外国債券・国内株式・外国株式）全体のベンチマーク騰落率であり、各資産のベンチマーク騰落率を基本ポートフォリオの構成比で加重平均して算出したものである。	（単位：％）								中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	予定運用利回り（年間）	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1	必要な利回り（推計値、年間）※2	1.10	1.03	1.51	2.21	0.52	0.57	期待収益率（A）	0.71	0.66	0.56	0.39	0.00	0.59	うち自家運用（簿価）	0.42	0.46	0.31	0.19	0.00	0.26	うち委託運用（時価）	1.10	1.10	1.10	1.10	-	1.10	収益率実績（B）	△ 0.75	△ 0.49	△ 0.67	△ 0.48	0.02	△ 0.86	うち自家運用（簿価）	0.53	0.47	0.28	0.20	0.02	0.24	うち委託運用（時価）	△ 2.36	△ 2.36	△ 2.36	△ 2.36	-	△ 2.36	実績－期待（B-A）	△ 1.47	△ 1.15	△ 1.23	△ 0.88	0.02	△ 1.45	うち自家運用（簿価）	0.12	0.01	△ 0.03	0.01	0.02	△ 0.02	うち委託運用（時価）	△ 3.46	△ 3.46	△ 3.46	△ 3.46	-	△ 3.46	（単位：％）		期待収益率（A）	1.10	収益率実績（B）	△2.36	複合ベンチマーク騰落率（C）	△2.31	実績－期待（B）－（A）	△3.46	市場収益要因（C）－（A）	△3.41	超過収益要因（B）－（C）－（D）	0.03	資産配分効果	0.17	個別資産効果	△0.17	複合効果	0.03	手数料要因（D）	△0.08	収益要因はプラス寄与しており、収益下振れの大部分が市場収益要因によるものである。超過収益要因の内訳では、資産配分効果のプラス寄与と個別資産効果のマイナス寄与が相殺する形となった。 機構は基本ポートフォリオ策定の重要な前提条件である金融経済情勢が変化したと判断し、令和 6 年 7 月 1 日に基本ポートフォリオを改定した。 また、今回の基本ポートフォリオ改定で、ベンチマーク及び資産構成割合が変更になったことに加え、前回のアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直し後、当初見込んだスタイル分散・ポートフォリオ特性から大きく乖離してきたことから、マネジャー・ストラクチャー見直しに着手し、令和 6 年度は、外国債券のマネジャーの選定を行った。 機構は運用実績と期待収益率との差異の原因を分析、確認し、その原因を踏まえて必要な対応を検討、実施しているものと資産運用委員会より評価を受けた。 ・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的には以下のとおりである。
（単位：％）																																																																																																																										
	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理																																																																																																																				
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理																																																																																																																					
予定運用利回り（年間）	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1																																																																																																																				
必要な利回り（推計値、年間）※2	1.10	1.03	1.51	2.21	0.52	0.57																																																																																																																				
期待収益率（A）	0.71	0.66	0.56	0.39	0.00	0.59																																																																																																																				
うち自家運用（簿価）	0.42	0.46	0.31	0.19	0.00	0.26																																																																																																																				
うち委託運用（時価）	1.10	1.10	1.10	1.10	-	1.10																																																																																																																				
収益率実績（B）	△ 0.75	△ 0.49	△ 0.67	△ 0.48	0.02	△ 0.86																																																																																																																				
うち自家運用（簿価）	0.53	0.47	0.28	0.20	0.02	0.24																																																																																																																				
うち委託運用（時価）	△ 2.36	△ 2.36	△ 2.36	△ 2.36	-	△ 2.36																																																																																																																				
実績－期待（B-A）	△ 1.47	△ 1.15	△ 1.23	△ 0.88	0.02	△ 1.45																																																																																																																				
うち自家運用（簿価）	0.12	0.01	△ 0.03	0.01	0.02	△ 0.02																																																																																																																				
うち委託運用（時価）	△ 3.46	△ 3.46	△ 3.46	△ 3.46	-	△ 3.46																																																																																																																				
（単位：％）																																																																																																																										
期待収益率（A）	1.10																																																																																																																									
収益率実績（B）	△2.36																																																																																																																									
複合ベンチマーク騰落率（C）	△2.31																																																																																																																									
実績－期待（B）－（A）	△3.46																																																																																																																									
市場収益要因（C）－（A）	△3.41																																																																																																																									
超過収益要因（B）－（C）－（D）	0.03																																																																																																																									
資産配分効果	0.17																																																																																																																									
個別資産効果	△0.17																																																																																																																									
複合効果	0.03																																																																																																																									
手数料要因（D）	△0.08																																																																																																																									

う。 ① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。 ② 超過収益（機構の運用実績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に	う。 ① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は、検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。 ② 超過収益（機構の運用実績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に	う。 ① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は、検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。 ② 超過収益（機構の運用実績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に		① 市場収益要因は、△3.41%となった。主として国内外債券の価格下落が、マイナスに作用した。基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるかについて、令和5年度の資産運用委員会において適時適切に検討を行っていた。令和6年4月の資産運用委員会において、注目していた物価動向が明らかに変化し、金融政策が変更されたことを踏まえ、基本ポートフォリオ策定の重要な前提条件である金融経済情勢が変化したと判断し、基本ポートフォリオを見直すこととした。これにより、令和6年7月1日に基本ポートフォリオを改定した。 ② 超過収益要因は0.03%となった。内訳は、資産配分効果が0.17%、個別資産効果が△0.17%と、資産配分効果のプラス寄与と個別資産効果のマイナス寄与が相殺する形となった。 ③ 資産配分効果は0.17%となった。基本ポートフォリオに対し、資産構成割合が高めになっていた外国株式の価格上昇、資産構成割合が低めになっていた国内債券の価	運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っているほか、定期的に運用受託機関担当者と運用報告会を行い、運用状況のみならず今後の市場見通しや運用方針等について協議を行った。 また、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも定期的に点検を行っている。 運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。 令和6年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 以上の取組については、資産運用委員会より適切なものと評価された。	
---	--	--	--	---	--	--

	大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	格下落がプラスに作用したものである。令和6年3月末にリバランス基準に抵触したため、リバランスルールに基づき令和6年4月に国内株式及び外国株式を売却し、国内債券及び外国債券を購入する資産間リバランスを実施した。また、令和6年7月1日の基本ポートフォリオ改定の際に、乖離許容幅の妥当性についても検証し、従前の方針を踏襲することとした。令和6年10月末にリバランス基準に抵触したため、リバランスルールに基づき令和6年11月に外国株式を売却し、国内債券を購入する資産間リバランスを実施した。 【包括信託の乖離幅の管理状況】 ↑リバランス基準抵触 国内債券 <table><tr><th>期</th><th>基本ポートフォリオ</th><th>乖離許容幅 (上限)</th><th>乖離許容幅 (下限)</th><th>資産構成比 (実績)</th></tr><tr><td>R6/3</td><td>50.7% ± 5.3%</td><td>56.0%</td><td>44.8%</td><td>44.8%</td></tr><tr><td>4</td><td>50.7% ± 5.3%</td><td>56.0%</td><td>45.0%</td><td>48.0%</td></tr><tr><td>5</td><td>50.7% ± 5.3%</td><td>56.0%</td><td>45.0%</td><td>47.0%</td></tr><tr><td>6</td><td>50.7% ± 5.3%</td><td>56.0%</td><td>45.0%</td><td>70.8%</td></tr><tr><td>7</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>8</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>9</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>10</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>11</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>12</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>R7/1</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>2</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr><tr><td>3</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>76.0%</td><td>68.8%</td><td>72.4%</td></tr></table> 国内株式 <table><tr><th>期</th><th>基本ポートフォリオ</th><th>乖離許容幅 (上限)</th><th>乖離許容幅 (下限)</th><th>資産構成比 (実績)</th></tr><tr><td>R6/3</td><td>9.0% ± 2.4%</td><td>11.7%</td><td>6.6%</td><td>11.7%</td></tr><tr><td>4</td><td>9.0% ± 2.4%</td><td>11.7%</td><td>6.6%</td><td>10.2%</td></tr><tr><td>5</td><td>9.0% ± 2.4%</td><td>11.7%</td><td>6.6%</td><td>10.3%</td></tr><tr><td>6</td><td>9.0% ± 2.4%</td><td>11.7%</td><td>6.6%</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>7</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>8</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>9</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.1%</td></tr><tr><td>10</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.2%</td></tr><tr><td>11</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>12</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.5%</td></tr><tr><td>R7/1</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.5%</td></tr><tr><td>2</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>3</td><td>9.3% ± 2.3%</td><td>11.7%</td><td>6.9%</td><td>9.4%</td></tr></table>	期	基本ポートフォリオ	乖離許容幅 (上限)	乖離許容幅 (下限)	資産構成比 (実績)	R6/3	50.7% ± 5.3%	56.0%	44.8%	44.8%	4	50.7% ± 5.3%	56.0%	45.0%	48.0%	5	50.7% ± 5.3%	56.0%	45.0%	47.0%	6	50.7% ± 5.3%	56.0%	45.0%	70.8%	7	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	8	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	9	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	10	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	11	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	12	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	R7/1	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	2	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	3	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%	期	基本ポートフォリオ	乖離許容幅 (上限)	乖離許容幅 (下限)	資産構成比 (実績)	R6/3	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	11.7%	4	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	10.2%	5	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	10.3%	6	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	9.4%	7	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.4%	8	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.3%	9	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.1%	10	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.2%	11	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.3%	12	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.5%	R7/1	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.5%	2	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.3%	3	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.4%		
期	基本ポートフォリオ	乖離許容幅 (上限)	乖離許容幅 (下限)	資産構成比 (実績)																																																																																																																																														
R6/3	50.7% ± 5.3%	56.0%	44.8%	44.8%																																																																																																																																														
4	50.7% ± 5.3%	56.0%	45.0%	48.0%																																																																																																																																														
5	50.7% ± 5.3%	56.0%	45.0%	47.0%																																																																																																																																														
6	50.7% ± 5.3%	56.0%	45.0%	70.8%																																																																																																																																														
7	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
8	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
9	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
10	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
11	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
12	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
R7/1	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
2	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
3	72.4% ± 3.6%	76.0%	68.8%	72.4%																																																																																																																																														
期	基本ポートフォリオ	乖離許容幅 (上限)	乖離許容幅 (下限)	資産構成比 (実績)																																																																																																																																														
R6/3	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	11.7%																																																																																																																																														
4	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	10.2%																																																																																																																																														
5	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	10.3%																																																																																																																																														
6	9.0% ± 2.4%	11.7%	6.6%	9.4%																																																																																																																																														
7	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.4%																																																																																																																																														
8	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.3%																																																																																																																																														
9	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.1%																																																																																																																																														
10	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.2%																																																																																																																																														
11	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.3%																																																																																																																																														
12	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.5%																																																																																																																																														
R7/1	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.5%																																																																																																																																														
2	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.3%																																																																																																																																														
3	9.3% ± 2.3%	11.7%	6.9%	9.4%																																																																																																																																														

				外国債券 22.0% ± 2.4% 19.5% 13.7% ± 1.7% 基本ポートフォリオ 乖離許容幅（上限） 乖離許容幅（下限） 資産構成比（実績） 外国株式 23.9% 18.3% ± 5.3% 6.0% 4.6% ± 1.3% 基本ポートフォリオ 乖離許容幅（上限） 乖離許容幅（下限） 資産構成比（実績） ※令和6年7月1日基本ポートフォリオ改定 ④ 個別資産効果は△0.17%となった。令和6年7月の基本ポートフォリオ改定に向けて、令和6年6月に資産間で移受管を行った際、一部資産の一時的な現金化が生じ、外国株式の収益率にマイナスの影響が発生した。これにより、個別資産効果が0.3%強押し下げられたと試算される。当該特殊要因がなければ、個別資産効果は小幅のプラスだったと考えられる。 令和6年度からマネジャー・ストラクチャーの見直しに着手し、令和6年度には外国債券のマネジャーの選定を行った。資産別では、外国株式がマイナスとなったものの、国内債券、国内株式、及び外国債券でプラスの超過収益率を確保した。		
④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。	④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。	④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。				

⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。 上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。 一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。 このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成すること。	⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。 上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。 一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。 このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成する。	⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。 上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。 一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。	＜評価の視点＞ ・一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告、必要に応じて審議を受け、委員会の意見を踏まえて対応しているか。	⑤利益剰余金の水準と想定損失額の比較については、以下の通りである。中退共と建退共については、想定損失額を上回る利益剰余金を維持しており、財務基盤に特段不安のない状況である。林退共においては、再び累積欠損金に転じたが、解消計画の範囲内に収まっている。 (参考5) 令和6年度末における利益剰余金と想定損失額の比較 <table><tr><td></td><td>中退共</td><td>建退共</td><td>建退共(特別)</td><td>清退共</td><td>清退共(特別)</td><td>林退共</td></tr><tr><td>利益剰余金(A)</td><td>5,410</td><td>734</td><td>131</td><td>24</td><td>2</td><td>△1</td></tr><tr><td>想定損失額(B)</td><td>4,024</td><td>613</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>9</td></tr><tr><td>(A)－(B)</td><td>1,386</td><td>121</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>△10</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※想定損失額はモンテカルロシミュレーション 1%tile である。令和6年度基本ポートフォリオ検証時の数値（データは令和6年7月時点）。 これらのプロセスについては、資産運用委員会に報告し、了承された。 (添付資料① 令和6年度資産運用に関する評価報告書) 各資産のベンチマークに対する超過収益率は以下の通りである。 (参考6) 超過収益率 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.30%</td><td>0.15%</td><td>△0.02%</td><td>0.17%</td><td>0.16%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.85%</td><td>0.36%</td><td>0.34%</td><td>2.63%</td><td>0.46%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>1.19%</td><td>0.21%</td><td>0.88%</td><td>0.20%</td><td>0.07%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>5.50%</td><td>△3.21%</td><td>△0.43%</td><td>△0.47%</td><td>△2.27%</td></tr><tr><td>全資産</td><td>2.14%</td><td>△0.62%</td><td>0.12%</td><td>2.03%</td><td>0.03%</td></tr></table> ※令和6年7月1日の基本ポートフォリオ改定に向けて、令和6年6月に資産間で移受管を行った。一部資産の一時的な現金化に伴い、令和6年度の外国株式の超過収益率に、マイナスの影響が生じた。 外国株式は、直近の4年間において、金利上昇局面でグロース株が大きくマイナスになったこと等から、プラスの超過収益率を確保できなかった。一方、その他3資産については、令和4年度の国内債券を除き過去5年間においてプラスの超過収益率を確保した。		中退共	建退共	建退共(特別)	清退共	清退共(特別)	林退共	利益剰余金(A)	5,410	734	131	24	2	△1	想定損失額(B)	4,024	613	－	－	－	9	(A)－(B)	1,386	121	－	－	－	△10		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	国内債券	0.30%	0.15%	△0.02%	0.17%	0.16%	国内株式	2.85%	0.36%	0.34%	2.63%	0.46%	外国債券	1.19%	0.21%	0.88%	0.20%	0.07%	外国株式	5.50%	△3.21%	△0.43%	△0.47%	△2.27%	全資産	2.14%	△0.62%	0.12%	2.03%	0.03%	＜評価の視点に対する措置＞ ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。
	中退共	建退共	建退共(特別)	清退共	清退共(特別)	林退共																																																															
利益剰余金(A)	5,410	734	131	24	2	△1																																																															
想定損失額(B)	4,024	613	－	－	－	9																																																															
(A)－(B)	1,386	121	－	－	－	△10																																																															
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																
国内債券	0.30%	0.15%	△0.02%	0.17%	0.16%																																																																
国内株式	2.85%	0.36%	0.34%	2.63%	0.46%																																																																
外国債券	1.19%	0.21%	0.88%	0.20%	0.07%																																																																
外国株式	5.50%	△3.21%	△0.43%	△0.47%	△2.27%																																																																
全資産	2.14%	△0.62%	0.12%	2.03%	0.03%																																																																
(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用	＜評価の視点＞ ・スチュワードシップ責任を果たすための活動	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収	＜評価の視点に対する措置＞ ・運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会や、大手金融																																																																

用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。 また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表すること。 加えて、公的	用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表する。 加えて、公的機関のアセット	用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 加えて、公的機関のアセット	を一層推進し、その取組状況を公表しているか。	益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進することとなっている。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会や、大手金融機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとの面談を実施した。 また、スチュワードシップ活動を含めた責任投資への取組状況を記載した「令和5年度責任投資活動報告書」を作成し公表した（令和6年6月）。 さらに、「資産運用立国実現プラン」の一環として、アセットオーナーシップ改革の観点から令和6年8月に公表されたアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を踏まえ、「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を令和6年9月に策定・公表した。 以上を通じて、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行った。	機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとの面談を実施した。 また、スチュワードシップ活動を含めた責任投資への取組状況を記載した「令和5年度責任投資活動報告書」を作成し公表した（令和6年6月）。 さらに、「資産運用立国実現プラン」の一環として、アセットオーナーシップ改革の観点から令和6年8月に公表されたアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を踏まえ、「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を令和6年9月に策定・公表した。 以上を通じて、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進し、その取組状況を公表した。 こうした取組は公的アセットオーナーの行動として、スチュワードシップ責任を果たす上で適切なものであると資産運用委員会より高く評価された。	
--	---	---	-------------------------------	---	---	--

機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討すること。	オーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするため、PRI（責任投資原則）への署名等の活動について検討する。	ーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討する。具体的には、ESG課題の投資方針への組入れの検討等を行う。 また、スチュワードシップ活動も含めた責任投資への取組状況をまとめてホームページに公表する。				
（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	＜評価の視点＞ ・厚生労働省に対して、資産運用の結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を適時適切に提供しているか。	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備すること。 【指標】 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。 【目標設定等の考え方】	＜評価の視点に対する措置＞ ・厚生労働省に対して適時適切に情報を提供した。 具体的には、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 (1)月別ベンチマーク収益率 (2)資産運用企画会議資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） (3)付加退職金支給率算定に係る基礎データ (4)特退共制度の財政検証に必要なデータ これらの取組により責任を適切に果たしたと資産運用委員会より評価された。

資産運用における妥当性の評価は、専門家でなければ困難であることから、中小企業退職金共済法に基づき資産運用に関する業務の実施状況を監視する権限を有する資産運用委員会による評価を指標とする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 【困難度 高】 資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、①プルーデント・エクスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関						
---	--	--	--	--	--	--

を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること ②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	I 退職金共済事業 2 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 165 万人以上とすること。 個別事業主に対する勧奨を普及推進員 1 名あたり平均月 17 件以上行うこと。 説明会（オンライン説明会含む。）の回数 24 回以上及び参加者数 300 人以上とすること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。 【重要度 高、困難度 高】 （3）中退共システム再構築 【指標】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和 8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165 万人以上	5 年度目標数 360,000 人	6 年度目標数 345,000 人	7 年度目標数 人	8 年度目標数 人	9 年度目標数 人		予算額（千円）	398,962,644	441,724,467			
新規被共済者数 【達成度】		360,877 人 100.2【％】	354,647 人 102.8【％】	人 【％】	人 【％】	人 【％】		決算額（千円）	417,171,843	433,275,540			
普及推進員 1 名あたりの 個別事業主に対する月平均 勧奨件数	17 件以上	19.5 件	18.7 件	件	件	件		経常費用（千 円）	479,355,159	536,871,234			
同上【達成度】		【114.7％】	【110.0％】	【％】	【％】	【％】		経常利益（千 円）	190,387,003	△87,213,048			

	説明会回数 参加者数 ※オンライン説明会含む	24 回以上 300 人以上	26 回 383 人	24 回 798 人	回 人	回 人	回 人		行政コスト (千円)	479,356,169	536,879,013			
	同上【達成度】		【108.3%】 【127.7%】	【100%】 【266.0%】	【%】 【%】	【%】 【%】	【%】 【%】		従事人員数	187	182			
	目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付日から18 業務日以内に全 数支給	100%	100%	%	%	%							
	関係団体等からの意見・ 要望の聴取及び情報交換 の結果をとりまとめて分 析し、加入促進に活用す る	毎年度1回以上	1回	1回	回	回	回							
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【%】	【%】	【%】							
	普及推進員・特別相談員 について、ブロック会議 等を開催し、事業主の意 向や新たな動向等に関す る情報を共有し、サービ スの向上や加入促進に活 用する	年7回以上	8回	7回	回	回	回							
	同上【達成度】		【114.3%】	【100%】	【%】	【%】	【%】							
	中退共システムについ て、2026（令和8）年度 に新システムの運用を開 始することを目指し、設 計・開発の着実な進捗管 理を行うとともに、想定 外の事態にも適切に対応 する	同左	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。										
	請求権が発生した年度に おける退職者数に対する 当該年度から3年経過後 の未請求者数の比率	毎年度2.0%以 下	1.96%	2.03%	%	%	%							
	同上【達成度】		【102.0%】	【98.5%】	【%】	【%】	【%】							
	請求権が発生した年度に おける退職金総額に対す る当該年度から3年経過 後の未請求退職金額の割 合	毎年度0.5%以 下	0.63%	0.59%	%	%	%							
	同上【達成度】		【79.4%】	【84.7%】	【%】	【%】	【%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	2 一般の中小企業退職金共済事業	2 一般の中小企業退職金共済事業	2 一般の中小企業退職金共済事業		2 一般の中小企業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行ったことに加え、本部職員が加入率の低い地域へ積極的に訪問し関係団体等に協力依頼したことや広報媒体を総合的・有機的に組み合わせて、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回ることができた。 中退共システムの再構築は、同システム本体の結合テスト工程を開始し、新システム基盤構築と連動テスト工程を開始したほか、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための業務部門支援強化を行った。OCRシステムについて業者を決定した。 確実な退職金の支給に向けた取組については3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0%以下とすることに関しては未請求対象者数の状況を踏まえ、必要と思われるところに追加対策を実施したことにより2.03%と未達ではあるが直近の5年間の中で最も多い人数に支払うことができた。また、3年経過後の未請求退職金額の割合を毎年	<評定と根拠> 評定：B 未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行ったことに加え、本部職員が加入率の低い地域へ積極的に訪問し関係団体等に協力依頼したことや広報媒体を総合的・有機的に組み合わせて、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回ることができた。 中退共システムの再構築は、同システム本体の結合テスト工程を開始し、新システム基盤構築と連動テスト工程を開始したほか、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための業務部門支援強化を行った。OCRシステムについて業者を決定した。 確実な退職金の支給に向けた取組については3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0%以下とすることに関しては未請求対象者数の状況を踏まえ、必要と思われるところに追加対策を実施したことにより2.03%と未達ではあるが直近の5年間の中で最も多い人数に支払うことができた。また、3年経過後の未請求退職金額の割合を毎年	評定 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「確実な退職金の支給に向けた取組」については、目標を下回る結果となった。 その他の指標については、目標を達成した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 確実な退職金の支給に向けて、原因分析を行い、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うなど、状況に応じた取組を行う必要がある。 <その他事項> (有識者からの意見) ・「確実な退職金の支給に向けた取組」に関する目標について、幾らでもコストを掛けて良いわけではない、目標達成のためにこの取組に更にコストを掛けるのであれば、目標自体の見直しということも必要ではないかと思う。

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、以下の取組を実施すること。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、以下の取組を実施する。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、以下の取組を実施する。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施して、その結果を前年度の調査結果も踏まえ分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手	＜評価の視点＞ ・加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査の結果等を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。 ・地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、効率的かつ効	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ・新規加入企業へのアンケート調査として、新規加入企業（3,051所）に対し、アンケート用紙を発送した（9/9）。その後、アンケート集計結果と前年度（令和５年度）の実態調査結果等を踏まえ分析を行い、その結果を本部内で共有したほか、分析結果に基づき、来年度（令和７年度）の広報の対象、内容、手段等について効率的かつ効果的な加入促進対策を検討した。来年度（令和７年度）も引き続き、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。 ・「退職金実態調査」及び「非加入企業の関係者へのインターネットアンケート調査」においては、令和７年３月末までに調査結果を集計、前年度の調査結果も踏まえ分析し、報告書を完成させた。また、「退職金実態調査」における概要版の作成に当たっては、広報資料として活用することを念頭に内容を検討した（ホームページ掲載は令和７年４月）。 ・集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果を分析し、来年度に実施するキャンペーンの調達仕様に活用した。 ・Ｗｅｂ会議システムについて、制度説明会や未加入企業への個別相談以外に委託事業主団体向け説明会や特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換に関する相談対応及び関係機関等が主催する会合にて制度説明会等についても活用した。 ・加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に重点をおいた対策として、加入率の低い地域について積極的に職員が訪問し、全国平均に近づけられるよう行政機関や事業主団体等に協力要請を行った他、加入率の低い業種（宿泊業）に絞った対策の在り方について試行した結果、関係団体の約半数以上についてチラシの配布や各種会議等での説明時間の確保などの協力を得られた。協力を得られた関係団体については継続的に訪問し、より協力関係をより深めて、加入促進活動を進め	度 0.5%以下とすることに関しては 0.59%と未達であったが、高額者の構成比がおおむね同等であった令和２年度から令和４年度までと比較すると、高水準の額を支払うことができた。 （請求者数 R2:1,728 人 R3:1,613 人 R4:1,715 人 R5:1,615 人 R6:1,784 人 退職金支払額 R2:1,030 百万円 R3: 997 百万円 R4:1,008 百万円 R5:1,179 百万円 R6:1,047 百万円）。 これらを踏まえ、Ｂ評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・アンケート集計結果と前年度の調査結果を踏まえ分析を行い、その結果を本部内で共有することのほか、分析した結果に基づき、来年度の広報の対象、内容、手段等について効率的かつ効果的な加入促進対策を検討した。来年度（令和７年度）も引き続き、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。 ・東京都等主催の「産業交流展」にブースを出展したほか、都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開	
--	---	--	--	---	---	--	--

	分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 また、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果を活用するとともに、Web会議システムやオンライン説明会の活用を図ること。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 ・説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 ・過去の実績を、労働需給要因、長期的トレンド、制度変更要因、コロナ禍の影響等により	広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 また、年に1度、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果も活用する。 Web会議システムについては、そのコスト効率性等を踏まえ、一層の活用方法を検討、実施する。 制度の安定的な運営のためには、安定的に被共済者が増加していくことが要諦であることから、オンライン説明会の更なる活用等を進める。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 勤労者財産形成事業本部等他の事業本部や、独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策も検討・実施する。	段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。特に、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に重点をおいた対策のあり方を検討、試行する。 集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果も活用する。 Web会議システムを用いたオンライン説明会や個別相談など、そのコスト効率性等を踏まえ、一層の活用を促進する。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 勤労者財産形成事業本部等他の事業本部や、独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策も検討・実施する。	果的な加入促進対策を実施しているか。 ・勤労者財産形成事業本部等他の事業本部や、独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策を検討・実施しているか。	ていく。 ・オンライン説明会に参加した関係団体の参加者属性の分析を行った。また、アンケート結果により要望があった委託事業主団体向けの説明会を新たにオンラインにて実施した（2回）。 ・地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行い、効率的かつ効果的な加入促進対策を以下のとおり実施した。 ○東京都等主催の「産業交流展」（11/20～11/22）に参加し、ブースを出展した（チラシ等配布数1,200部以上）。 ○都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議でパンフレットの配布を行う等、制度の周知広報を行った。 ○地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った(64行)。 ・勤労者財産形成事業本部等他の事業本部や、独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策を以下のとおり実施した。 ○「福祉情報」(No. 1097号 2/15) に勤労者財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載した。 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、双方のホームページに互いのバナーを設置した（10/1～翌年9/30）。 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展in 未来モノづくり国際EXP0 2024」（11/13～11/15）の会場で資料(チラシ)を設置した(200部)。 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構の冊子「経営セーフティ共済 共済便利帳」に中退共制度に関する記事を掲載し、中小企業倒産防止共済の契約者（約60万人）に発送された（令和7年2月～）。	催する各種会議でパンフレットの配布を行う等、制度の周知広報を行った。 また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問、電話又は文書により金融機関による加入勧奨を要請した(64行)。 ・「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載する、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し双方のホームページに互いのバナーを設置する、同機構主催の「新価値創造展 in 未来モノづくり国際EXP0 2024」の会場で資料(チラシ)を設置する、同機構の冊子「経営セーフティ共済 共済便利帳」に中退共の記事を掲載する等他機関と連携した施策を検討・実施した。	
--	--	--	---	---	--	---	--

	回帰分析した推計を踏まえ、中小企業における退職金制度の導入状況等も考慮し、指標を設定することとする。 ※前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2018（平成30）年度～2022（令和4）年12月末現在）179.9万人 ・個別事業主に対する勧奨については、従来の対面方式では実施が難しかった遠隔地所在の事業主への対応や、新型コロナウイルス等の感染症拡大により訪問が困難になった場合の代替手段として対面方式に限らない電話等による勧奨を行うことを踏まえ、指標を設定することとする。 ・説明会については、遠隔地所在の事業主の参加が可能となることのほか、会場設営や出張等の費用節減効果、新型コロナウイルス等の感染症拡大時にも開催が可能になること等に鑑み、オンライン開催を基本として、指標を設定することとする。 【重要度 高】	イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）制度の周知広報を実施する。 実施に際しては、過去の広報キャンペーンの結果や経験を活用し、実効性、効率性の改善を図る。例えば、広報媒体の種類や内容は、費用対効果や訴求対象を意識して決定する。 併せて、機構が令和5年度に開設したSNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。	イ 広報資料等による周知広報活動 ・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。	イ 広報資料等による周知広報活動 i) ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した(9/2)。 ・ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、掛金補助を実施している助成自治体等の情報を掲載した。 ・ホームページ及び特設サイトに制度紹介用動画へのリンクを掲載し、YouTubeで配信した（アクセス件数：9,098件）。 ・Facebook&Instagram広告配信を実施した。 6/1～6/30・30日間 表示回数 494,109回 クリック数 11,015回 平均クリック率 2.23% ・加入促進強化月間に複数のメディアを用いた広報キャンペーンを行うと共に、メディア別の効果測定等を実施する業務を公募、総合評価落札方式の一般競争入札により広告代理店を選定した。 ・有効な広報活動を行うため、広告代理店も活用し、以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施した。 ① インターネット広告 ・ADMATRIX、Facebook、Instagram、Yahoo!ディスプレイ広告、ADMATRIX TrueView、リスティング広告において、バナー・動画・テキスト広告を配信(10/1～10/31) ・Webメディアへのニュースリリース配信(10/1) ・特設サイトの開設(10/1～翌年9/30) ・昨年度作成・放送したパブリシティ動画「BSフジ ビジネスボード」を継続活用し配信(10/1～翌年9/30) ② テレビ広告（全国放送） ・テレビ朝日でCM放送(30秒・5回)(10/1～31) ・BS朝日・BSテレ東・BSフジのCM放送(15秒・150回)(10/1～31) ③ 紙媒体広告（全国紙・専門紙の朝刊） ・読売新聞への広告掲載(10/3・10/8) ・観光経済新聞への広告掲載(10/7・10/21) ④ メール広告 ・税理士ドットコムの登録税理士に対し配信（10/3 約4,600通） ⑥ 創業手帳（起業家向け媒体）の活用 ・「創業手帳（冊子）」への広告掲載（10月、11月、12月・各月約15,000部配布） ・「創業手帳WEB」への記事掲載（10/1～） ・「創業手帳.jp」にて資料請求フォームの設置及び資料請求者情報の共有（10月、11月・資料請求件数856件） ・インターネットを用いた広告の配信結果を分析し、より効果的かつ効率的な周知広報の方法を検討した。 ・ディスプレイ広告を実施した。 1/24～3/14・50日間 表示回数 31,300,319回 クリック数 57,262回 平均クリック率 0.18% ・加入促進月間において、厚生労働省のSNS等(X(旧Twitter)・Facebook・プレスリリース・人事労務マガジン)に広告を掲載した。 ・コロナ禍等で出展を自粛していた産業交流展（11/20～11/22）にて、来場者を対象とした機構が開設したSNSのフォロワー獲得を積極的に行う等、アカウントを活用	＜評価の視点に対する措置＞ ・統一感のある広報活動を展開するためにポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、退職金制度の保有率の低い個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主や業種を特化した小規模事業者等に対し、効率的に訴求し得るメディアを組み込んだ。 - また、前年度（令和5年度）の広報キャンペーン後の調査結果等を踏まえ、接触率の高かった、インターネット広告、テレビ・新聞広告等を必須業務とし幅広いメディア構成を採用した。 - また、前年度（令和5年度）に引き続き財務基盤の強さと資産運用の堅実性、確実な退職金支払（租税債務にも優先すること）を訴求ポイントとして取り上げた。	
--	---	--	--	--	---	--

一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨（訪問・電話等）を1人あたり平均月17件以上行う。また、説明会（オンライン説明会含む。）を24回以上開催し、300人以上の参加者の中退共制度を説明する。	ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した普及推進員等も活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨（訪問・電話等）を1人あたり平均月17件以上行う。また、説明会（オンライン説明会含む。）を24回以上開催し、300人以上の参加者の中退共制度を説明する。 具体的には、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施するほか、遠隔地の非対象地域についても、電話やWeb会議システムを利用して相談に対応する。また、未加入事業所を対象とした機構主催の制度説明会については、Web会議システムを活用して開催する。さらに、制度説明会参加事業所に対し、	<定量的指標> ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 ・説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。	し、SNSによる制度、説明会及び加入促進強化月間等の周知広報を実施した。 ii) ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 （年度当初に行った普及促進依頼 608件） （広報誌等への無料記事掲載依頼 6,574件） ・職員及び普及推進員等が関係機関に対して、記事掲載を依頼(2,486件)。 （内訳 職員：226件、普及推進員等：2,260件） ・昨年度広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した(6/3・令和5年度分 1,307団体)。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) ・機構が委嘱した普及推進員等を活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均17件以上として以下の取組を行った。 ・普及推進員等による勧奨件数（4・5月 44人、6～10月 46人、11月～12月 47人、1月 46人、2・3月 45人）1人あたりの月平均勧奨数は18.7件 ・平均訪問件数が目標に達していない普及推進員、新任や件数が鈍化している普及推進員等に対して、目標を達成するために未加入企業訪問の方法等の指導を行った。 ・未加入事業所を対象としたオンライン説明会を24回開催し、参加人数は798人であった。 ・オンライン説明会実施後おおむね2か月経過時に、未加入事業所(既加入の事業所、説明会参加理由が制度の勉強のための事業所及び説明会参加後に無料相談の申込みを行った事業所を除く)に対してフォローアップを実施した（116件）。 ・オンライン説明会の集客数を増やすために以下の施策を行った。 ・説明会1回毎の参加者増を目標とし、以下の関係機関等を通じて制度説明会開催案内の周知依頼を行った（7団体）。 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会 日本商工会議所 一般社団法人TKC企業共済会 一般社団法人全国青色申告会総連合 全国商工会連合会 日本税理士協同組合連合会 全国中小企業団体中央会 ・「説明会を知ったきっかけ」が「説明会開催案内チラシによって」という回答が多い傾向となっていることから、令和5年度下期に引き続き、関係機関にオンライン説明会の案内チラシをデータ提供し配布を依頼したことで、案内チラシを昨年度より多く配布することができた。 前年度（令和5年度）31,752部 今年度（令和6年度）86,050部	・機構が委嘱した普及推進員等1人あたりの月平均勧奨数は18.7件 ・未加入事業所を対象とした説明会（オンライン説明会含む。）を24回開催し、参加人数は798人であった。 「説明会を知ったきっかけ」が「説明会開催案内チラシによって」という回答が多い傾向となっていることから、令和5年度下期に引き続き、関係機関にオンライン説明会の案内チラシをデータ提供し配布を依頼したことで、案内チラシを昨年度より多く配布することができた。 前年度（令和5年度）31,752部 今年度（令和6年度）86,050部	
--	--	--	--	--	--	--

		適時適切なフォローアップを実施し、新規加入の後押しを図る。			ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等や業界団体との情報交換や連携により加入促進活動の実効性・効率性の向上を図る。 既加入事業主に対し、定期的な文書送付等により追加加入手続を促す。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、データに基づき地域によるメリハリを利かせた施策を講じ、効果的かつ効率的な加入促進活動を展開する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入促進活動への協力の要請を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度	ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等や業界団体との情報交換や連携により加入促進活動の実効性・効率性の向上を図り、個別事業主に対する加入促進として以下の取組を行う。 既加入事業主に対し、定期的に追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開し、都道府県別の加入率等を踏まえ、効果的かつ効率的な施策を講じ加入促進活動を展開する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入促進活動への協力の要請を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の周知広報及び加入勧奨を行う。	ii) ・一定期間追加加入のない既加入事業所を対象に追加申込書を送付した（54,819件）。 ・新たに委嘱した普及推進員等のフォローアップのため、従来のWebでの新任会議の代わりに実地研修として関係機関・事業所訪問等を行った。 ・拠点地域(首都地域、東海地域及び近畿地域)にて特別相談員会議を各地域にて実施し、効率的効果的な加入促進活動について検討（首都地域、東海地域及び近畿地域において各3回実施）。 ・有益な情報（特定のターゲットへの訴求ポイントや新たにターゲットになりうる業種・業界の討論等）について、効果的かつ効率的な活動につなげるよう、全国会議にて普及推進員等に情報共有し加入促進活動を行った。 ・普及推進員・特別相談員については、6グループに分けてブロック会議を開催し、加入率の低い業種・業界（宿泊業）に対する加入促進活動の中間報告を行うとともに、引き続き来年度に向けて特定のターゲットへの訴求ポイントや新たにターゲットになりうる業種・業界の討論等を行った。 ・厚生労働省の支援を得て、全国の公共職業安定所(436所)、よろず支援拠点(23所)、年金事務所(320所)、街角の年金相談センター(80所)及び働き方改革推進支援センター(47所)にポスター・チラシを発送した(9/13)。 ・10/1発行の月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（38,600部）。 ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った(64行)。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 i) 都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの配布を依頼した（43都道府県）。		
--	--	--------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--

	の普及及び加入 勸奨を行う。	ii) 都道府県及び 市区町村が開催す る各種会議等で、 制度内容や加入手 続等の説明を行 う。 iii) 中小企業事業 主団体、関係業界 団体等が開催する 各種会議等で、制 度の説明や周知広 報活動への協力要 請を行う。	ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報や加入手続等の説明を行った (39回)。 (内訳 東京都 22回、石川県 13回、埼玉県 3回 岐阜県 1回) iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨等の協力を要請した (42回)。 内訳 全国青色申告会総連合 11回 商工会連合会 (東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県(3回)、滋賀県(3回)) 9回 商工会議所連合会(千葉、埼玉) 2回 労働保険事務組合連合会 (千葉支部、石川支部、大阪支部、滋賀支部) 4回 一般社団法人TKC企業共済会 5回 日本税理士協同組合連合会 1回 滋賀県税理士協同組合 1回 愛知県中小企業団体中央会 1回 群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合 1回 和光市商工会 1回 浦和青色申告会 1回 伊勢労働基準協会 1回 大和信用金庫 1回 働き方改革推進支援センター (愛知、奈良、岡山) 3回 iv) 独立行政法人 中小企業基盤整備 機構等が開催する ベンチャー企業・ 新規創業企業等を 対象としたイベン ト等へ資料の設置 等を依頼する一 方、当機構でも同 機構等からの同様 の要請に応じるな ど、関連機関と協 力して制度の周知 広報活動を実施す る。	ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報や加入手続等の説明を行った (39回)。 (内訳 東京都 22回、石川県 13回、埼玉県 3回 岐阜県 1回) iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨等の協力を要請した (42回)。 内訳 全国青色申告会総連合 11回 商工会連合会 (東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県(3回)、滋賀県(3回)) 9回 商工会議所連合会(千葉、埼玉) 2回 労働保険事務組合連合会 (千葉支部、石川支部、大阪支部、滋賀支部) 4回 一般社団法人TKC企業共済会 5回 日本税理士協同組合連合会 1回 滋賀県税理士協同組合 1回 愛知県中小企業団体中央会 1回 群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合 1回 和光市商工会 1回 浦和青色申告会 1回 伊勢労働基準協会 1回 大和信用金庫 1回 働き方改革推進支援センター (愛知、奈良、岡山) 3回 iv) ・独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展in 未来モノづくり国際 EXPO 2024」(11/13～11/15) の会場で資料(チラシ)を設置した(200部)。 ・東京都等主催の「産業交流展」(11/20～11/22) に参加し、ブースを出展した。(配布数1,200部以上) ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、双方のホームページに互いのバナーを設置した(10/1～翌年9/30)。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の冊子「経営セーフティ共済 共済便利帳」に中退共制度に関する記事を掲載し、中小企業倒産防止共済の契約者(約60万人)に発送された(令和7年2月～)。		
	ニ 集中的な加入 促進対策の実施 毎年度加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全	ニ 集中的な加入 促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。			

		国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	動を行う。 i) 広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、また、新たな取組として加入率を踏まえた特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に対する訴求も含めて、集中的に展開することで、より効果的かつ効率的な周知広報活動等を実施する。		i) ・6年度版のポスター・チラシの制作にかかる調達を加入促進強化月間に行う広報一式業務に含めて総合評価落札方式で実施し、業者を決定した（6/10）。 ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した（9/2）。 ポスター：16,810枚、チラシ：555,570枚 ・有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施。 ① インターネット広告 ・ADMATRIX、Facebook、Instagram、Yahoo!ディスプレイ広告、ADMATRIX TrueView、リスティング広告において、パナー・動画・テキスト広告を配信（10/1～10/31） ・Webメディアへのニュースリリース配信（10/1） ・特設サイトの開設（10/1～翌年9/30） ・昨年度作成・放送したパブリシティ動画「BSフジ ビジネスボード」を継続活用し配信（10/1～翌年9/30） ② テレビ広告（全国放送） ・テレビ朝日でCM放送（30秒・5回）（10/1～31） ・BS朝日・BSテレ東・BSフジのCM放送（15秒・150回）（10/1～31） ③ 紙媒体広告（全国紙・専門紙の朝刊） ・読売新聞への広告掲載（10/3・10/8） ・観光経済新聞への広告掲載（10/7・10/21） ④ メール広告 ・「税理士ドットコム」の登録税理士に対し配信（10/3・約4,600通） ⑤ 創業手帳（起業家向け媒体）の活用 ・「創業手帳（冊子）」への広告掲載（10月、11月、12月・各月約15,000部配布） ・「創業手帳WEB」への記事掲載（10/1～） ・「創業手帳.jp」にて資料請求フォームの設置及び資料請求者情報の共有（10月、11月・資料請求件数856件） ・加入促進強化月間に向けて以下の取組を行った。 ・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に月間の協力依頼を通知した（8/28・131件）。 ・関係機関及び関係団体宛てに協力依頼文書を発送した（9/2・理事長名：109所、本部長名：7,874所）。 ・トップセールスについては、訪問及び挨拶状のいずれかにより関係機関への協力依頼を実施した（23団体）。		
			ii) 加入促進強化月間における周知広報活動や各種アンケート等の実施結果を検証し、翌年度における周知広報活動の改善施策を策定する。 iii) 6月を加入促進強化サブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び	<評価の視点> ・周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。	ii) 加入促進強化月間における周知広報活動や各種アンケート等の実施結果を検証し、翌年度における周知広報活動の改善施策を策定した。具体的には、来年度に実施するキャンペーンの調達仕様に活用し、引き続き加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。 iii) ・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した（5/31 6,574件）。 ・職員及び普及推進員等が関係機関等に対して、記事掲載依頼を実施した（1,141件）。（内訳 職員：226件、普及推進員等：915件） ・トップセールスについては、訪問により関係機関への協力依頼を実施した（7団	<評価の視点に対する措置> ・周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度（令和7年度）においては、広報媒体を総合的・有機的に組み合わせるとともに、引き続き加入率を踏まえた特定のターゲット（例：地域・業種・従業員規模等を絞る）に対する訴求も含めて、集中的に展開すること	

			広報誌等への記事掲載依頼を行う。		体)。		で、より効果的かつ効率的に周知広報活動等を実施する内容改善施策を策定した。

			めたあり方も検討し、新たな取組も試行する。また、説明会動画の配信及び説明会への参加申込をホームページ上で完結できるような参加手続きの簡便化を実施する。さらに、制度説明会後に行っているアンケート調査についても、説明内容はもとより加入促進活動全体の改善に活用できるように見直しを行う。 普及推進員等との情報共有のあり方についても、費用対効果、効率性の観点から見直しを行い、改善可能であれば実施する。 事業主団体等から加入促進活動の状況について情報を収集、分析し、適宜関係者と情報を共有するとともに、必要に応じて対策を講ずる。		グ・アンケート調査を実施、関係団体からの業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策として情報を共有した。 ・普及推進員等とは、費用対効果及び効率性の観点から引き続き改善について検討を行った。			
		③ 加入目標数	③ 加入目標数	<定量的指標>	③ 加入目標数			
	最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。	2024（令和6）年度に新たに加入する被共済者数の目標を、34万5,000人以上とする。	・2024（令和6）年度に新たに加入する被共済者数の目標を、34万5,000人以上とすること。		年間目標 345,000 人以上に対し加入実績 354,647 人、達成率は102.8%であった。		・年間目標 345,000 人以上に対し加入実績 354,647 人、達成率は102.8%であった。	
(2) サービスの向上	(2) サービスの向上	(2) サービスの向上			(2) サービスの向上			
加入者の利便	イ 加入者の利	イ 加入者等が行	<評価の視点>	イ		<評価の視点に対する		

	性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。 令和7年末までに手続のオンライン化を進めること。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 【指標】 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定すること	便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行う。 2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を進める。	う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等を継続的に再点検し、必要に応じて見直しを行う。 2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を進めるための検討を行う。	・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。	・共済契約解除及び掛金月額減額に係る被共済者の同意を証する方法を見直し、加入者が利便性の高い方法を選択できるよう変更した。共済手帳・手続集を改訂し、令和7年4月発行の中退共だより24号に掲載して周知を図った。 ・令和7年12月までに導入予定の中退共申請・届出等手続のオンライン化について、e-Gov利用に係るデジタル庁との調整を進めつつ、事務体制、事務フロー、作業場所（「デジタル化作業室（仮）」）の検討等の要件定義から、開発業務や通信回線等の調達に至る計画工程を完了させて導入工程に進み、ツール開発、「デジタル化作業室（仮）」の工事等を実施した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った（電子申請率96.3%、前年度96.0%）。	措置＞ 共済契約解除及び掛金月額減額に係る被共済者の同意を証する方法を見直し、加入者が利便性の高い方法を選択できるよう変更した。共済手帳・手続集を改訂し、令和7年4月発行の中退共だより24号に掲載して周知を図った。 手続のオンライン化については、関係省庁（厚生労働省、デジタル庁）との調整を進めたほか、事務体制、事務フロー、作業場所（「デジタル化作業室（仮）」）の検討等の要件定義から、開発業務や通信回線等の調達に至る計画工程を完了させて導入工程に進み、ツール開発、「デジタル化作業室」の工事等を実施した。 ・退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・コールセンターのF A Qを充実させたほか、退職金試算依頼について、郵送及びFAXによる受付に加え、ホームページからも申込可能な入力フォームを掲載し、受付を開始した（3/1）。
--	--	---	--	--	--	---

とする。 ※前中期目標期間（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）18日 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。 【指標】 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。 【目標設定等の考え方】 一般の中小企業退職金共済制度を取り巻く環	談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること、並びに対応例等を定めた応答マニュアルを随時見直し、懇切丁寧な対応を徹底することにより、相談業務及び情報提供の質を向上させる。 ニ 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、加入促進に係る各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、掛金の動向や非正規労働者の加入状況等得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげる。 具体的には、毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主との対話の材料や業種や規模による関心事・反応の違い等気付きや新たな	のコンテンツの改善に反映させること、並びに対応例等を定めた応答マニュアルを随時見直し、懇切丁寧な対応を徹底することにより、相談業務及び情報提供の質を向上させる。 ニ 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、加入促進に係る各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、掛金の動向や非正規労働者の加入状況等得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげる。 具体的には、1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主との対話の材料や業種や規模による関心事・反応の違い等気付きや新たな動向に関する情報等を共有し、加入促進に活用する。	と等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。 ＜評価の視点＞ ・加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的な加入促進活動の検討を実施したか。 ＜定量的指標＞ ・毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。	た（10/18）。 ・中小企業退職金共済事業本部コールセンター業務にかかる調達を総合評価落札方式で実施し業者を決定した（11/1）。 ・退職金試算依頼について、郵送及びFAXによる受付に加え、ホームページからも申込可能な入力フォームを掲載し、受付を開始した（3/1）。 ・利用者の利便性の一層の向上のため、ホームページ上から作成できる共済契約申込書（新規・追加）のPDF入力様式について、住所の都道府県の入力をプルダウン形式に変更した（3/26）。 ニ ・産業・規模別等中退共制度加入率等の各種統計や中退共が行った未加入事業所へのアンケート等を分析し、今後、重点的に加入促進を試行するために関係団体を訪問し情報収集をした。 ・効果的かつ効率的な活動につなげるよう、全国会議にて普及推進員・特別相談員による各地域の活動状況や成功事例などの情報や、地域別・業種別のカバー率等を踏まえた今年度の活動方針を普及推進員等に共有し、加入率を踏まえて特定のターゲット（宿泊業）に絞った加入促進活動として、宿泊関係団体への訪問を行い、意見徴収及び情報交換を行い、宿泊業向けの専用チラシを作成するなど関係団体等へ中退共制度の周知協力依頼等を行った。 また、6グループに分けてブロック会議を開催し、加入率の低い業種・業界（宿泊業）に対する加入促進活動の中間報告を行うとともに、特定のターゲットへの訴求ポイントや新たにターゲットになりうる業種・業界の討論等、各地域の状況を把握する等、今後の加入促進活動に活用した。 <table><tr><td>全国会議</td><td>1回</td></tr><tr><td>北海道・東北ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>北関東・中部ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>北陸・中部ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>中国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>四国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>九州・沖縄ブロック</td><td>1回</td></tr></table> ・普及推進員等へのアンケートや関係団体等からの意見収集・聴取を行い、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的な加入促進活動の検討を実施した結果、各種会議に利用しやすい6分間の制度紹介動画を作成、ホームページに掲載した。	全国会議	1回	北海道・東北ブロック	1回	北関東・中部ブロック	1回	北陸・中部ブロック	1回	中国ブロック	1回	四国ブロック	1回	九州・沖縄ブロック	1回	＜評価の視点に対する措置＞ ・普及推進員等へのアンケートや関係団体等からの意見収集・聴取を行い、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的な加入促進活動の検討を実施した結果、各種会議に利用しやすい6分間の制度紹介動画を作成、ホームページに掲載した。 ・普及推進員・特別相談員については、全国会議及び6グループに分けたブロック会議（計7回）を開催し、加入率の低い業種・業界（宿泊業）に対する加入促進活動の中間報告を行うとともに、特定のターゲットへの訴求ポイントや新たにターゲットになりうる業種・業界の討論等、各地域の状況を把握する等、今後の加入促進活動に活用した。
全国会議	1回																		
北海道・東北ブロック	1回																		
北関東・中部ブロック	1回																		
北陸・中部ブロック	1回																		
中国ブロック	1回																		
四国ブロック	1回																		
九州・沖縄ブロック	1回																		

境の変化を把握し、迅速に対応するために、関係団体等からの意見・要望聴取及び情報交換を毎年度1回以上、事業主の意向や新たな動向等の情報共有を行う普及推進員・特別相談員とのブロック会議等を年7回以上開催し、得られた情報をサービスの向上や加入促進に活用することを指標とすることとする。 （３）中退共システム再構築 【重要度 高】 【困難度 高】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサ	な動向に関する情報等を共有し、加入促進に活用する。 （３）中退共システム再構築 【重要度 高】 【困難度 高】 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行う。この間、想定外の事態にも適切に対応する。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。	（３）中退共システム再構築 中退共事業における中退共システムでは、プログラミング言語を刷新するとともに、システム構造を制度改正等に迅速かつ柔軟に対応し得るように見直す再構築プロジェクトを計画通りに完遂する（2026（令和8）年10月1日運用開始）ため、設計・開発業務においては、製造（プログラミング）、単体テスト、結合テストを実施する。 2023（令和5）年10月に業者決定し設計工程を開始したシステム基盤構築等業務（システム基盤構築、	＜評価の視点＞ ・中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発と、機器導入及び新システムへの移行に向けた準備の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態が生じた場合は	（３）中退共システム再構築 中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、新システムのプログラミング／単体テスト工程を令和6年6月中旬までに完了させ、結合テスト工程を開始した。 新システムの基盤構築（ハードウェアのデータセンターへの導入・設定）については、令和6年10月中旬に基盤構築業者から設計・開発業者への基盤引き渡しが完了し、令和6年11月下旬からはソフトウェア、ハードウェア間の連動テスト工程を開始した。 この間、役員、業務部門、システム部門一体となり、約500回に及ぶ会議や約5,500件に及ぶ質疑応答等を行うと共に、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための工程管理支援業者（PJMO支援業者）による業務部門支援強化を行い、計画通りのプロジェクト完遂に向け、工程管理支援業者（PJMO支援業者）も活用して適切に進捗管理を行い、おおむね順調にプロジェクトを進捗させた。 また、現行詳細設計書の不備等による修正案件について、コード解析工程を導入しつつ新システムへの移行時期を変えない形でのスケジュール見直しを実施するなど、想定外の事象にも適切に対応した。 なお、中退共システムの周辺システムについては、退職金（解約手当金）請求書自動読取（OCR）等システムに続き、被共済者退職届等を読み取るOCRシステムについても、再構築後の中退共システムに対応するシステムの構築・運用・保守業務を担う業者を令和6年12月下旬に決定した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中退共システムの再構築を着実に進め、同システム本体の結合テスト工程を開始し、新システム基盤構築と連動テスト工程を開始したほか、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための業務部門支援強化を行った。OCRシステムについて業者を決定した。 ・この間、工程管理支援業者も活用して適切に進捗管理を行うとともに、現行詳細設計書の不備等による修正案件について、コード解析工程を導入しつつ新システムへの移行時期を変えない形でのスケジュール見直しを実施するなど、想定外の事象にも適切に対応した。	
---	---	--	---	---	---	--

ービス向上に取り組むこと。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。 【指標】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 [目標設定等の考え方] 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。 【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることか	システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進める。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図る。	ツール開発、ハードウェア設置、データセンター等）では、構築、単体テストを進め、年度後半には、設計・開発業者にシステム基盤を引き渡し、結合テストを開始する。	適切に対応したか。			
---	---	--	------------------	--	--	--

	ら、重要度を高とする。						
	【困難度 高】 中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。 （４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行うこと。退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を図るため、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施すること。手続の解説については、利用者	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行い、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から３年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度 2.0％以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度 0.5％以下と	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行い、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から３年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を 2.0％以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を 0.5％以下とする。さらに、退職金未請求者へのアンケート調査等によ	＜定量的指標＞ ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度 2.0％以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度 0.5％以下とすること。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 請求権が発生した後３年経過後の未請求者数の比率について、計画外の追加対策や、高額未請求者だけでなくさらに範囲を広げて請求要請を実施した。これにより、令和６年度中の（請求権が発生した後３年度目の）請求人数は、前年度（令和５年度）の1,615人を超える1,784人となったものの、令和６年度末（令和３年度退職等）における未請求率は2.03％となった。 請求権が発生した後３年経過後の未請求退職金額の割合についても高額未請求者だけでなくさらに範囲を拡大して追加対策を行ったものの、0.59％となった。 また、未請求者に対しより早い請求対応を促すため、未請求者へ送付している請求要請通知について記載内容を変更し、またホームページで手続きが確認しやすいようにＱＲコードを追記した。	・３年経過後の未請求者数の比率を毎年度 2.0％以下とすることに関しては未請求対象者数の状況を踏まえ、必要と思われるところに追加対策を実施したことにより 2.03％と未達ではあるが直近の５年間の中で最も多い人数に支払うことができた。 請求者数 R2： 1,728 人 R3： 1,613 人 R4： 1,715 人 R5： 1,615 人 R6： 1,784 人 ・３年経過後の未請求退職金額の割合を毎年度 0.5％以下とすることに関しては 0.59％と未達であったが、高額者の構成比がおおむね同等であった令和２年度から令和４年度までと比較すると、高水準の額を支払うことができた。	

の意見等を踏まえ、継続的に改善を行うこと。 【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0％以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5％以下とすること。 〔目標設定等の考え方〕 平成28年の制度改正（企業間通算制度の期間延長（退職後２年以内→３年以内））に伴う未請求率の上昇傾向が緩和し、定常状態に近づいていることから、未請求者数及び未請求退職金額の推移に基づく推計を踏まえ、指標の水準を設定することとする。	する。 さらに、退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を企図し、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施する。手続の解説については、利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行う。 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働きかけ ⅰ）加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。 ⅱ）年１回、被共済者ごとの	り判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を企図し、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などの施策を検討し、可能であれば実施する。手続の解説については、利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行う。 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、2024（令和６）年度においては、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働きかけ ⅰ）加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を必ず配付するよう要請する。 ⅱ）年１回、被共済者ごとの「加入		① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 イ 共済契約者に対する働きかけ ⅰ）新規及び追加加入の被共済者に対して、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成、事業主に送付し、加入したことを被共済者へ必ず通知するよう要請した。 共済契約者数 10,655所 被共済者数 354,647人 ⅱ） ・事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。	退職金支払額 R2:1,030 百万円 R3: 997 百万円 R4:1,008 百万円 R5:1,179 百万円 R6:1,047 百万円 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 確実な退職金の支給に向けて、原因分析を踏まえ、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うなど、状況に応じた取組を行う必要がある。 ＜令和５年度業務実績評価結果の反映状況＞ より早い請求対応を促すため、未請求者へ送付している請求要請通知について記載内容を変更し、手続きを分かりやすく確認できるようにホームページのＱＲコードを追記した。 また、令和６年度は低額未請求者層が多かったため、例年行っている高額未請求者への特別対策の範囲を広げ、10 万円以上の対象者に対し対策を行った。	
--	---	--	--	---	---	--

	「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii)「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。	状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」へ被共済者の住所を必ず記入するよう要請する。 また、住所情報の記入がなかった共済契約者に対し、他部署と連携し個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過前、2年経過後、3年経過前及び5年経過前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報の提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	＜評価の視点＞ ・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。	共済契約者 377,723所 被共済者 3,598,796人 発送日 5/10～5/18 ・年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和6年度分作成・発送業務について一般競争入札（最低価格落札方式）を行い業者を決定した（11/9、4者応札）。 iii) 事業主に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和6年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は、98.17%であった。 また、「被共済者退職届」に住所情報の記入がなかった共済契約者に対し、未請求担当部署を通じて住所等の情報提供を依頼した。 ロ 退職者に対する働きかけ 退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 ・請求手続要請 28,131人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 651所 1,054人 ・請求手続要請 288人 ○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 168所 356人 ・請求手続要請 20人 退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和4年度退職等の未請求者に2回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 10,425人 ○昨年度に引き続き、2年経過時点の未請求者を削減するため、例年2年経過後の未請求者に対して行っている分を前倒しして、高額未請求者だけでなくさらに範囲を拡大し（令和6年度実施対象として、令和5年度の100万円以上を50万円以上に広げ）、請求手続きを要請した。 ・請求手続要請 1,262人 ○令和4年度退職等の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 980人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 22所 25人	＜評価の視点に対する措置＞ ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（令和6年度：98.17%）。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・退職後3か月経過後、2年経過直前、2年経過後、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、例年実施している目標達成のための追加対策をすべて実施したうえで、昨年度に引き続き今年度も、当該年度から2年経過時点の未請求者を削減するため、2年経過後の未請求者に対して請求勧奨要請を追加して行った。	
--	---	---	---	---	---	--

				・請求手続要請 7人 退職後3年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和3年度退職等の未請求者に3回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 4,655人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 17所 21人 ・請求手続要請 5人 退職後5年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和元年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 2,713人 年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。 ○令和3年度退職等の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 572人 ○令和3年度及び4年度退職等の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,003人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 70所 123人 ・請求手続要請 9人 ○令和3年度退職等の高額未請求者だけでなくさらに範囲を拡大し（令和6年度実施対象として、令和5年度の50万円以上を10万円以上に広げ）、同年度2回目の手続要請を実施した。 ・請求手続要請 1,542人 ○昨年度に引き続き、さらなる追加対策として、令和5年度退職等者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への手続要請（計画で退職後2年経過直前対策として実施）を前倒しして実施した。 ・請求手続要請 178人		
	ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。 ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。	ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。また、取得した住所情報を用いて請求手続を要請する。 ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じ取組の見直しを行う。	ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。 ・請求手続要請 448人 ii) 計画の未請求対策に加えて、例年実施している追加対策をすべて実施し、成果の検討を行った上で、さらに前倒しの対策も行った。 ○昨年に引き続き、さらなる追加対策として、令和5年度退職等者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への手続要請（計画で退職後2年経過直前対策として実施）を前倒しして実施した。 ・請求手続要請 178人 ○昨年度に引き続き、2年経過時点の未請求者を削減するため、例年2年経過後の未			

					請求者に対して行っている分を前倒しして、高額未請求者だけでなくさらに範囲を拡大して（令和6年度実施対象は50万円以上）、請求手続きを要請した。 ・請求手続要請 1,262人 ○令和4年9月末大口解約のグループ会社に対して、テレホンアプローチにより請求勧奨を依頼。 ・請求手続要請 6所 132人 ○試算額500万円以上の高額未請求者で、自宅電話番号の情報がなかったため通常のテレホンアプローチ対象外となった携帯電話番号情報のある対象者に対し、内部でテレホンアプローチを行った。 ・請求手続要請 12人 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。 イ 周知の徹底等 i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。 イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書で事業所名をホームページの加入事業所名検索システムへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。 イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、10,888件のうち、承諾を得られた5,911件について共済契約者名を追加掲載した。（掲載件数） 【令和6年度末】293,763件 ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。 また、未請求者に対しより早い請求対応を促すため、未請求者へ送付している請求要請通知について記載内容を変更し、またホームページで手続きが確認しやすいようにQRコードを追記した。 iii) 「中退共だより23号」にて確実な支給に向けての注意喚起を行った。 ロ 調査、分析 令和6年度は低額未請求者層が多かったため、例年行っている高額未請求者への特		
					＜評価の視点に対する措置＞ ・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行った。 毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んだ。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・未請求者に対しより		

		び被共済者並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	被共済者並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。	別対策の範囲を広げ、対象者に対し対策を行った。 また、未請求者に対しより早い請求対応を促すため、未請求者へ送付している請求要請通知について記載内容を変更し、またホームページで手続きが確認しやすいようにQRコードを追記した。	早い請求対応を促すため、未請求者へ送付している請求要請通知について記載内容を変更し、ホームページのQRコードを追記した。	
--	--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－3	I 退職金共済事業 3 建設業退職金共済事業			
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項	
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 47 万 6,000 人以上とすること。 （理由） 建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。 【重要度 高、困難度 高】 （2）サービスの向上 ① 電子申請方式の利用促進 ② 業務処理の効率化 ③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 ④ 積極的な情報の収集及び活用 【指標】 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の 30%以上とすること。 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 （理由） 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度		9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	中期目標期間中の 新規被共済者目標 数	476,000人以上	5年度目標数 99,000人	6年度目標数 97,000人	7年度目標数 人	8年度目標数 人		9年度目標数 人	予算額（千円）	66,773,116	76,228,962			
	新規被共済者数 【達成度】		105,230人 【106.3%】	97,515人 【100.5%】	人 【%】	人 【%】		人 【%】	決算額（千円）	66,087,295	66,826,736			

	中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数の比率	50%以上	-	-	-	-	%		経常費用（千円）	68,935,066	76,609,126			
	同上【達成度】		-	-	-	-	【%】		経常利益（千円）	27,560,673	△13,622,638			
	中期目標期間中に掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合	30%以上	5年度目標6%	6年度目標9%	7年度目標%	8年度目標%	9年度目標%		行政コスト（千円）	68,935,066	76,609,189			
	同上【達成度】		4.97% 【83.3%】	6.40% 【75.8%】	% 【%】	% 【%】	% 【%】		従事人員数	59	59			
	目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	%	%	%							
	加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	回	回	回							
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【%】	【%】	【%】							
	長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済										
	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和4年度末361,995人	-	-	-	-	令和9年度末人減少（人）							
	長期未更新者のうち住所情報把握者に係る前中期目標期間の終了時からの減少率【達成度】	15%以上減少	-	-	-	-	%減少【%】							
	新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに減少させる【達成度】	13,000人以下	-	-	-	-	人【%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
					業務実績	自己評価										
	3 建設業退職金共済事業	3 建設業退職金共済事業	3 建設業退職金共済事業		3 建設業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 加入促進対策の効果的实施については、効率的かつ効果的な加入促進対策として、これまでの経営事項審査受審業者リストに加え、建設業許可業者リストを基に未加入業者を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を行った。また、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）の協力により、外国人労働者受け入れ企業に対し、加入勧奨文書とパンフレット等を送付するなど、制度の普及及び加入勧奨に努めた結果、加入目標 97,000 人に対し、加入実績 97,515 人（年度目標達成率 100.5%）となった。 サービスの向上については、事業者や労働関係団体等から、電子ポイント方式に関する意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期改修に反映させると共に、さらなる普及拡大に向けて、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に行った。 以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和6年度3月時点において6.40%となった。 確実な退職金の支給に向けた取組について		<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</td></tr><tr><td colspan="2">「サービスの向上」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、事業者や労働関係団体等からの聞き取りを踏まえ電子申請システムの改善を図るとともに、さらなる普及拡大に向けた取組として、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業 DX 推進型」の枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に行うなどの取組により退職金ポイントの掛金納付率は増加傾向にある。 その他の指標については、目標を達成した。</td></tr><tr><td colspan="2"><業務運営上の課題及び改善方策> 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。</td></tr></table>	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		「サービスの向上」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、事業者や労働関係団体等からの聞き取りを踏まえ電子申請システムの改善を図るとともに、さらなる普及拡大に向けた取組として、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業 DX 推進型」の枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に行うなどの取組により退職金ポイントの掛金納付率は増加傾向にある。 その他の指標については、目標を達成した。		<業務運営上の課題及び改善方策> 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。	
評定	B															
自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。																
「サービスの向上」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、事業者や労働関係団体等からの聞き取りを踏まえ電子申請システムの改善を図るとともに、さらなる普及拡大に向けた取組として、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業 DX 推進型」の枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に行うなどの取組により退職金ポイントの掛金納付率は増加傾向にある。 その他の指標については、目標を達成した。																
<業務運営上の課題及び改善方策> 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。																

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 2022（令和4）年度の新規加入者数（推計値）を基礎として、建設技能労働者数（推計値）及び2023（令和5）～2027（令和9）	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 建設技能労働者数等の推移予測や景気要因等による労働需給予測を踏まえ、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により以下の効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 また、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設技能労働者数等の推移予測や景気要因等による労働需給予測を踏まえ、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により以下の効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 また、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間及び支部相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームペー	＜評価の視点＞ ・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測を踏まえ、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設技能労働者数等の推移予測や景気要因等による労働需給予測を踏まえ、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により以下の効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 また、建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間及び支部相互に連携して行った。 イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページ及び業界専門紙において、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を行った。 また、これまで個別調達を行っていたポスター・パンフレット類の印刷物は、直感的に建退共の広報資料であることが伝わりにくかったため、これらの調達を一括で行い、デザイン等の統一化を図るとともに、建退共ロゴを制作し、各広報資料に使用することで視覚的に建退共の広報資料であると分かるような取組を新たに行った。	は、長期末更新者数は前中期目標期間の終了時の361,995人から363,500人となり、減少には至らなかったが、中期目標の達成に向け、引き続き取組を進めていくこととする。 以上を総合的に勘案してB評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対してこれまでの経営事項審査受審業者リストに加え、建設業許可業者リストを基に未加入業者を抽出し、ダイレクトメールにより加入勧奨を行った。関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。さらに建退共各都道府県支部と連携し建退共制度及び電子ポイント方式に関する説明会を全国規模で開催し、39会場（45回・出席者数2,439人）及びWeb開催（9回・出席者数891人）で行った。	
--	---	--	--	---	--	---	--

年度の各年度における建設技能労働者の増減率（推計値）を踏まえ、建設業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。 ※新規加入者数（推計値） 2022（令和4）年度： 100,116人 【重要度 高】 建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	周知広報を実施する。
--	--

	による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行う。 iv) マスメディアを活用した退職金共済制度及び電子申請方式の周知広報を集中的に実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。 iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。	による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行う。 iv) テレビ、ラジオなどマスメディアを活用した退職金共済制度及び電子申請方式の周知広報を集中的に実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。 iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 ・建設業許可業者リスト（経営事項審査受審業者リストを含む）を基に「未加入業者検索システム（建設業	iv) 新聞、SNS、動画配信等メディアを活用した退職金制度及び電子ポイント方式（令和6事業年度計画等における「電子申請方式」をいう。以下同じ。）の周知広報を実施した。 ・未加入事業所向けラジオ広告による加入勧奨（4/1～4/26） ・建設業従事者向けコンビニ広告（店内音声広告及レジ液晶POP）による制度周知（4/2～4/15） ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行った。 （相談対応件数：6,571件） ii) 元請事業主等に対し、下請事業主向けに配布する資料等の中にパンフレットを添付いただくよう文書にて協力を要請した。 ・要請件数 667社（12/6） パンフレット配布 <table><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>3社</td><td>205部</td></tr><tr><td>「建退共に入ろう」</td><td>2社</td><td>205部</td></tr><tr><td>「電子申請がラク」</td><td>2社</td><td>105部</td></tr><tr><td>「共済契約者のみなさま」</td><td>2社</td><td>105部</td></tr><tr><td>「建退共ポスター」</td><td>2社</td><td>105部</td></tr></table> PDF送信 <table><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>7社</td><td>355所</td></tr><tr><td>「建退共に入ろう」</td><td>6社</td><td>354所</td></tr><tr><td>「電子申請がラク」</td><td>6社</td><td>354所</td></tr><tr><td>「共済契約者のみなさま」</td><td>6社</td><td>354所</td></tr><tr><td>「建退共ポスター」</td><td>6社</td><td>354所</td></tr></table> iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 ・建設業許可業者リスト（経営事項審査受審業者リストを含む）を基に「未加入業者検索システム（経営事項審査受審業者）」により未加入業者を抽出し、ダイレクトメールにより加入勧奨を行った。 ・経営事項審査受審業者リストより抽出し、加入勧奨文書とパンフレットを送付（9/12） 9,011件 ・建設業許可業者リストより抽出し、加入勧奨文書とパンフレットを送付（12/13）5,047件	「建退共制度のあらまし」	3社	205部	「建退共に入ろう」	2社	205部	「電子申請がラク」	2社	105部	「共済契約者のみなさま」	2社	105部	「建退共ポスター」	2社	105部	「建退共制度のあらまし」	7社	355所	「建退共に入ろう」	6社	354所	「電子申請がラク」	6社	354所	「共済契約者のみなさま」	6社	354所	「建退共ポスター」	6社	354所		
「建退共制度のあらまし」	3社	205部																																	
「建退共に入ろう」	2社	205部																																	
「電子申請がラク」	2社	105部																																	
「共済契約者のみなさま」	2社	105部																																	
「建退共ポスター」	2社	105部																																	
「建退共制度のあらまし」	7社	355所																																	
「建退共に入ろう」	6社	354所																																	
「電子申請がラク」	6社	354所																																	
「共済契約者のみなさま」	6社	354所																																	
「建退共ポスター」	6社	354所																																	

		許可業者・経営事項審査受審業者)」により未加入業者を抽出し、ダイレクトメールにより加入勧奨を行う。				
	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 i) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ii) 都道府県、市町村が開催する各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 iii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。		ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 一般社団法人建設産業専門団体連合会主催の「令和6年度一般社団法人建設産業専門団体連合会 全国大会」(11/14開催)において、加入勧奨等を行った。 ・協賛名義使用の許可を取得 (9/13) ・資料への広告掲載を依頼 (9/13) ・パンフレット配布 (11/14) 「建退共制度のあらまし」 500 部 「電子申請がラク」 500 部 i) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した (211 回)。 ・一般社団法人建設技能人材機構主催「第8回通常総会」において、建退共制度の周知を行った。(6/4) ii) 都道府県、市町村が開催する各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請をした (41 回)。 iii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した (13 回)。		
	ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、		ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。		

		中、全国的な周知 広報活動等を集中 的に展開する。	次のような活動を行 う。 i) ポスター、パ ンフレット等の広 報資料の作成、配 布 ii) 退職金共済制 度の普及推進等に 貢献のあった者 に対する理事長表 彰の実施 iii) 全国的な周知 広報活動等の集中 的展開
--	--	---------------------------------	--

			メディアを活用した広報の実施		・業界専門紙（４社）への掲載依頼 加入促進強化月間広告及び電子ポイント方式の普及促進に貢献のあった大手企業に理事長表彰を実施し、トップインタビュー記事を掲載（10/1）。 ・NHK（54支局）への放送（映）依頼（3/7）		
		② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。		② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策委員会を四半期ごとに開催し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証を行った。 第１回加入促進対策委員会（6/7） ・加入促進及び履行確保活動について ・電子申請方式の利用促進に関する活動について 第２回加入促進対策委員会（9/17） ・次期電子申請システム構築の概要 ・電子申請システムの作業の流れ ・電子申請システムの画面構成及び課題と対応 第３回加入促進対策委員会（書面開催）（12/13） ・「次期電子申請システム構築に係る意見交換会」でいただいたご意見について 第４回加入促進対策委員会（2/18） ・加入促進及び履行確保活動について ・電子申請方式の利用促進に関する活動について		
		③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とする。	③ 加入目標数 2024（令和６）年度における新たに加入する被共済者数の目標を、9万7,000人以上とする。	<定量的指標> ・2024（令和６）年度における新たに加入する被共済者数の目標を、9万7,000人以上とする。	③ 加入目標数 令和６年度の加入目標 97,000 人に対し、加入実績 97,515 人（年度目標達成率 100.5％）となった。	・令和６年度の加入目標 97,000 人に対し、加入実績 97,515 人（年度目標達成率 100.5％）となった。	
	（２）サービスの向上 【重要度 高】 【困難度 高】	（２）サービスの向上 【重要度 高】 【困難度 高】	（２）サービスの向上		（２）サービスの向上		
	① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ること	① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図る	① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図る	<評価の視点> ・建退共制度における確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の	① 電子ポイント方式の利用促進 電子ポイント方式の説明会を支部と連携し開催した。 また、電子申請専用サイトの次期改修に向けて、事業者、協力会社及び労働関係団体に対して意見交換会を開催し（9/17）、電子ポイント方式に対する課題及び改善点等の聞き取りを行った。 さらに、電子ポイント方式の普及拡大に向けて、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の枠組みを活かし、金融	<評価の視点に対する措置> ・事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。	

	を目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。	ために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を図る。 具体的には、事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などニーズに応じたオーダーメイド型の説明会の開催、電子申請専用の相談窓口を設け集中的に普及促進を図るモデル地区の設置、既存の共済契約者に対し、電子申請方式の利用者ＩＤを交付するような仕組みの構築をするとともに、申請件数の多い共済手帳の更新手続等について、オンラインを活用した仕組みで申請するシステムの構築を目指す。 あわせて共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る。 さらに、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）との更なる連携強化や就労実績報告作成ツールの機能改善を図る。 以上の取組により、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とするとともに、電子申請方式による掛金	ために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図る。	軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図ったか。	機関の顧客に対する働きかけ、発注者に対する建退共の手続きの電子化推奨依頼、支部と連携し地域の中心企業等の現場におけるモデル工事の実施依頼、大手企業に電子ポイント方式の導入依頼等を行った。 なお、令和６年度における新たな取組は以下の通り。 （様々なアプローチによる電子ポイント方式の普及促進） ・「金融機関サポート型」として、金融機関と合同で電子化セミナーを開催（４回、参加企業 261 社）し、また、金融機関 11 行の窓口でパンフレットを配布（総提供枚数 22,900 枚） ・「発注者推奨型」として、国等に対し手続きの電子化推奨の依頼を順次実施 ・「地域企業リーダーシップ型」として、群馬県で受注者希望型の電子ポイント方式のモデル工事を試行、また、岐阜県で建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）との連携工事を実施 ・「大手企業ＤＸ推進型」として、大手企業 32 社に対して本部長による個別訪問を行い、電子ポイント方式の導入及び更なる利用を依頼 ・各都道府県支部と連携し電子ポイント方式の利用促進等に向けた説明会を行った。 なお、令和６年度は 10 月から厚生労働省及び国土交通省後援のもと、「建退共の掛金納付電子化セミナー」として開催した。 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願（9/12） ・国土交通省宛後援名義使用許可願（8/19） （対面）39 会場 出席者数 2,439 人 うち、10 月以降開催 14 会場 出席者数 496 人 （Ｗｅｂ）9 回 出席者数 891 人 うち、10 月以降開催 出席者数 891 人 また、元請事業者等の代表企業で構成される「建設業退職金共済制度に関する大手懇談会」において、電子ポイント方式に関する意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期改修に反映させた。 イ 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 事業者、協力会社及び労働関係団体 26 回 出席者数 364 人 （電子ポイント方式利用促進のためのモデル地区における取組） ロ 令和５年度に電子ポイント方式の集中的な利用促進を図るためのモデル地区を３地区（宮城県、群馬県、沖縄県）選定し、令和６年度は地区の地域性等を勘案した活動及び効果的な利用促進策の検証を行うにあたり、モデル地区ごとに実施計画を策定し、以	39 会場 出席者数 2,439 人 Ｗｅｂ開催 9 回 出席者数 891 人 事業者、協力会社及び労働関係団体 26 回 出席者数 364 人 元請事業者等の代表企業で構成される「建設業退職金共済制度に関する大手懇談会」において、電子ポイント方式に関する意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期改修に反映させた。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 電子申請方式のさらなる普及拡大に向けて、４つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、電子申請方式の一層の促進を図ることが必要である。 ＜令和５年度業務実績評価結果の反映状況＞ 電子ポイント方式の普及拡大に向けて、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ	
--	--	--	---	---	---	---	--

		の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の30%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	て、同方式の普及促進活動を集中的に実施し、効果的な電子申請利用促進策を検証する。 ハ 新規に共済契約の申込みをする事業者に対して、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図るため、共済契約申込書の様式変更を行い、建設業の許可番号等を活用する変更事務手続きのワンストップサービスの同意確認を行う。 また、電子申請専用サイト上で共済契約者証（電子ファイル）の発行を行う。 ニ 電子申請方式における各システムのリプレースを迎える2025（令和7）年度に合わせ、オンラインを活用した仕組みで申請するシステムの構築をシステム開発等の事業者及びコンサルティング事業者とより分かりやすく、かつ使いやすいシステム開発に着手する。 ホ 電子申請専用	下の取組を実施した。 ・共済契約者に対して掛金納付電子化セミナーを開催し、電子ポイント方式の概要説明及び操作説明を実施した（宮城県・群馬県・沖縄県）。 ・金融機関の本支店において、電子ポイント方式のリーフレットを設置し、証紙購入で来店した共済契約者に配布し、電子化への勧奨を実施した（宮城県・群馬県）。 ・電子ポイント方式を利用している共済契約者に対してヒアリングを実施し、意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期改修に反映させた（宮城県・群馬県・沖縄県）。 ・地方整備局及び県等の発注機関に対して、電子ポイント方式の概要説明及び普及に向けた協力を要請した（宮城県・群馬県・沖縄県）。 これを受けて、群馬県において、受注者希望型によるモデル工事の試行が開始され、電子化を実施した。 また、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とする目標値において、令和6年度3月時点で宮城県31.82%（対前年比5.08ポイント増）、群馬県30.13%（対前年比3.68ポイント増）、沖縄県28.56%（対前年比4.61ポイント増）となり、全国平均26.76%を上回る比率を達成した。 ハ 新規に共済契約の申込みをする事業者に対して、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図るため、共済契約申込書の様式変更を行い、建設業の許可番号等を活用する変更事務手続きのワンストップサービスの同意確認を行った。 また、電子申請専用サイト上で共済契約者証（電子ファイル）の発行を行うことを可能とした。 新規契約者数 4,444 社 ニ オンライン申請システムを構築するため、現行の手続きの流れを踏まえつつ、ユーザーが見やすく操作しやすいデザインや、使い勝手のよいシステムを目指し、電子ポイント方式におけるシステムのリプレースを迎える令和7年度に合わせて、システム開発等の事業者及びコンサルティング業者とシステム開発を進めた。 （電子ポイント方式利用促進のためのシステム改善・建キャリによる利便性向上） ホ 電子申請専用サイトの次期改修に向けて、電子申請専用サイトと就労実績報告作成	型」、「大手企業DX推進型」の枠組みを活かし、金融機関の顧客に対する働きかけ、発注者に対する建退共の手続きの電子化推奨依頼、支部と連携し地域の中心企業等の現場におけるモデル工事の実施依頼、大手企業に電子ポイント方式の導入依頼等を行った。また、電子申請専用サイトの次期改修に向けて、電子申請専用サイトと就労実績報告作成ツールを一体化することにより、元請・下請間及び就労実績データの連携に係るデータファイルの受け渡しを不要とする等のシステム開発を進めた。 さらに、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」において、被共済者の掛金積立状況及び退職金見込み額を本人が手元で確認できるサービスの提供を開始した。	
--	--	--	--	---	---	--

		サイトにおいては、CCUSとの更なる連携強化や、共済契約者からの意見を踏まえ、より分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上を図る。	・2024（令和6）年度中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の9%以上とすること。	ツールを一体化することにより、元請・下請間及び就労実績データの連携に係るデータファイルの受け渡しを不要とする等のシステム開発を進めた。 CCUSとの連携においては、「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」により、「技能者の処遇改善に資する退職金共済制度の検討」や「技能者アプリの導入」並びに「CCUSと建退共の完全連携」が示され、さらに今般の担い手三法改正を受けた国の各指針・告示等によって、電子ポイント方式の一層の利用促進及びCCUSの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図る旨の記載がされたことを受け、CCUSとのデータ連携方法をファイル連携から自動連携へ変更するとともに、取込みデータの補正機能の強化といった仕組みを設計し、機能改善を図った。 さらに、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」において、被共済者の掛金積立状況及び退職金見込み額を本人が手元で確認できるサービスの提供を開始した。 また、CCUSとの更なる連携強化を図るため、CCUSを運営する一般財団法人建設業振興基金との連携会議を定期的に実施した。	以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和6年度3月時点において6.40%となった。		
② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化	② 業務処理の効率化
加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページや電子申請専用サイトから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。	イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、本部・支部の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、今後、ホームページや電子申請専用サイトから加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように検討、実施する。	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	イ 共済契約者の住所・名称等の変更届出について建設業許可番号等を活用したワンストップサービスを導入したことによって、サービスを利用する共済契約者の書類審査等が不要となり、本部・支部における事務処理が簡素化された。それに伴い、支部業務のマニュアルである「支部事務取扱要領」を一部改正した。 加入者の利便性の向上のため、これまで冊子により加入者へ配布していた「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」をホームページよりダウンロード可能とした。また、予てより共済契約者の要望のあった工事を受注した際に現場等に掲示する「現場標識」について、電子看板（デジタルサイネージ）に対応した標識を作成し、ホームページに公開した。 さらに、電子申請専用サイトの次期改修に向けて、電子申請専用サイトと就労実績報告作成ツールを一体化することにより、元請・下請間及び就労実績データの連携に係るデータファイルの受け渡しを不要とする等のシステム開発を進めた。 このほか、事業者への説明会を通じて寄せられた共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、電子申請システムの次期改修に反映させた。	以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和6年度3月時点において6.40%となった。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者の利便性の向上を図る観点から、電子申請専用サイトの次期改修に向けて、電子申請専用サイトと就労実績報告作成ツールを一体化することにより、元請・下請間及び就労実績データの連携に係るデータファイルの受け渡しを不要とする等のシステム開発を進めた。 また、事業者への説明会を通じて寄せられた共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、電子申請システムの次期改修に反映させた。	
	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検		ロ 業務システムの再構築の可能性について、各システムとの関連やその整理、構成等の検討を行った結果、複数の処理を同時に実施することを可能にするなどの処理性能の向上や帳票出力にかかる処理速度を改善するための機能改修を行った。			

		討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。	討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。 ニ 新規に共済契約の申込みをする事業者に対して、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図るため、共済契約申込書の様式変更を行い、建設業の許可番号等を活用する変更事務手続きのワンストップサービスの同意確認を行う。また、電子申請専用サイト上で共済契約者証（電子ファイル）の発行を行う。 【再掲】	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。 ニ 新規に共済契約の申込みをする事業者に対して、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図るため、共済契約申込書の様式変更を行い、建設業の許可番号等を活用する変更事務手続きのワンストップサービスの同意確認を行った。 また、電子申請専用サイト上で共済契約者証（電子ファイル）の発行を行うことを可能とした。 新規契約者数 4,444 社 【再掲】	・退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。	
③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点から、ホームページや電子申請専用サイトの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続きサービスの向上を図る。 また、制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ掲載のQ&Aに反映する。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。特に電子申請方式に係る相談等については、専用のコールセンターによりきめ細やかな対応を行う。 また、制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ掲載のQ&Aに反	＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、電話及びコールセンターによりきめ細やかな対応を行った。 相談対応件数：6,571 件 コールセンター件数：25,260 件 ホームページのQ&A件数：1,205 件 また、建退共の掛金積み立て状況について、現行のはがきでの通知に加え、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」での確認が可能とすることで、加入者からの要望への対応を図った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・ホームページの再構築に向け、建退共サイト刷新に係る調査検討業務を調達し、各課担当で構成するプロジェクトチームを設置した。そのうえで、必要事項・現状における問題点等の洗い出しを行い、全面的にコンテンツの見直しを実施した。 また、建退共の掛金積み立て状況について、現行のはがきでの通知に加え、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」での確認が可能とすることで、加入者からの要望への対応を図		

	ロ 加入者等の手続に係るユーザビリティの改善及び視認性の向上のため、ホームページの再構築を行う。 また、アクセスユーザーのニーズを収集・分析することにより、ホームページの内容の充実化、効果的かつ戦略的な加入促進対策につなげる。	ロ 電子申請専用サイトのリプレース時期に合わせたホームページの再構築に向け、全面的にコンテンツの見直しを行い、必要事項・現状における問題点等の洗い出しを行う。 また、アクセスユーザーのニーズを分析するにあたり、どのような情報を収集すべきか等、必要事項の洗い出しを行う。		ロ ホームページの再構築に向け、建退共サイト刷新に係る調査検討業務を調達し、各課担当者で構成するプロジェクトチームを設置した。そのうえで、必要事項・現状における問題点等の洗い出しを行い、全面的にコンテンツの見直しを実施した。 また、令和7年度にサイト刷新に係るコンテンツ作成業務を調達するにあたり、不要な費用を抑制するため、サイト構成などを確定させた。	った。	
④ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業	ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。 ④ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計	ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。 ④ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計	< 定量的指標 > ・ 毎年度 1 回以	④ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・ 中退共・特退共合同参与会（9/2、3/25） ・ 運営委員会・評議員会（6/20、3/11） ・ 財務問題・基本問題検討委員会（6/20、11/19） 9 月に開催された参与会（文書開催）では委員より以下のご意見をいただいた。 ・ 予定運用利回りや複数掛金等の制度改善の見直し ・ 外国人労働者への加入促進及び民間工事に対しての更なる普及促進 ・ C C U S との連携を含めた電子申請システムの機能改善による任意組合・事務組合の事務負担軽減及び普及促進の検討 ・ 電子申請及び加入促進について、実効性のある取組 ロ 加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・ 事業月報（毎月） ・ 事業年報（10 月）		・ 加入促進強化月間等

の改善を図ること。 【指標】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 ・電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図ること等を考慮し、指標を設定する。 ※電子申請専用サイトログイン率4.9%、掛金収入額における退職金ポイント	を整理・分析するとともに、毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望及び各種統計等の情報を整理・分析する。その結果を踏まえて対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。 ハ アクセスユーザのニーズを収集・分析することにより、ホームページの内容の充実化、効果的かつ戦略的な加入促進対策につなげる。 【再掲】	を整理・分析するとともに、加入者、関係団体等の意見・要望及び各種統計等の情報を整理・分析する。その結果を踏まえて対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。 ハ アクセスユーザのニーズを分析するにあたり、どのような情報を収集するべきか等、必要事項の洗い出しを行う。 【再掲】	上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜評価の視点＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った結果、各機関と調整を行い、建退共の掛金積み立て状況について、現行のはがきでの通知に加え、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」での確認が可能となった。 ハ ホームページの再構築に向け、建退共サイト刷新に係る調査検討業務を調達し、各課担当で構成するプロジェクトチームを設置した。そのうえで、必要事項・現状における問題点等の洗い出しを行い、全面的にコンテンツの見直しを実施した。 また、令和7年度にサイト刷新に係るコンテンツ作成業務を調達するにあたり、不要な費用を抑制するため、サイト構成などを確定させた。【再掲】	における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。その結果、各機関と調整を行い、建退共の掛金積み立て状況の確認方法について、現行のはがきでの通知に加え、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」での確認を可能とした。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った結果、各機関と調整を行い、建退共の掛金積み立て状況について、現行のはがきでの通知に加え、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」での確認が可能となった。	
---	--	---	--	--	---	--

の額の比率 3.1％（2022（令和4）年12月現在） ・前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日 ・建設業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。 【重要度 高】 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企							
--	--	--	--	--	--	--	--

	業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。						
	(3) 確実な退職金の支給に向けた取組	(3) 確実な退職金の支給に向けた取組	(3) 確実な退職金の支給に向けた取組		(3) 確実な退職金の支給に向けた取組		
	① 長期未更新者数の縮減等のための取組	① 長期未更新者数の縮減等のための取組	① 長期未更新者数の縮減等のための取組	＜評価の視点＞ ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	① 長期未更新者数の縮減等のための取組	＜評価の視点に対する措置＞ ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 また、新たな取組として、電子申請システムの連絡通知機能を活用し、共済契約者に対し長期未更新者調査等実施の周知要請を行った。(6/6・7/2・8/2))	
	過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 特に住所が把握できた長期未更新者については、全員に対し取組を強化すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させる。特に、住所が把握できた長期未更新者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少させる。	建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させる。		建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の終了時の数から減少させるよう以下の取組を実施してきたが、令和6年度においても減少に至らず、増加となった。 住所が把握できた長期未更新者全員に対し、退職金請求等の手続をとるよう要請するためのシステム開発が完了（①ロ v 参照）したことにより、令和7年度からは、これまで退職金請求勧奨等を行っていない被共済者に対する取組を加え、中期計画の達成に向け、引き続き取組を進めていくこととする。 長期未更新者数 ・前中期目標期間終了時 361,995 人 令和5年度末 362,224 人 (+229 人) 令和6年度末 363,500 人 (+1,505 人) (対前中期目標期間終了時比)		
		イ 加入者全体を対象とした取組	イ 加入者全体を対象とした取組		イ 加入者全体を対象とした取組		

	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ii) 加入者、退職者に加え、住所把握した長期未更新者等についても名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、追加支給等を行い、退職金の支給漏れを防止する。 iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行う。 iv) マスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて問合せを受け付け、退職金の有無に関する調査を実施する。	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ii) 新規加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、追加支給等を行い、退職金の支給漏れを防止する。 iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行う。 iv) テレビ、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて問合せを受け付け、退職金の有無に関する調査を実施する。その結果を踏まえ、退職金請求等の手続をとるよう要請する。	<評価の視点> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・マスメディア	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 通知件数 97,515 人 更新件数 634,357 件 ii) 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。 ・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者には重複可能性調査票を送付し、重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 (新規加入者に対する重複チェック) 令和6年度新規加入者 97,515 人 うち重複加入者 1,562 人 ・被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者には就労事業所調査書を送付し、重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは追加支給を行った。 (退職者に対する重複チェック) 令和6年度退職者 63,100 人 うち追加支給者 258 人 支給額 46,905 千円 iii) 公共事業発注機関に対し、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底に関する指導要請を行った。 ・都道府県・市区町村へ制度の普及徹底・適正履行確保要請(8/28) 1,788 箇所 また、事業主団体の広報誌等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行った。 「全建ジャーナル」ほか11誌に21回掲載 iv) テレビ、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。 その結果フリーダイヤルの問合せ件数は1,096件であり、うち調査対象件数は789件であった。 退職金請求権利(納付実績12月以上)がある254件(追給を含む)のうち退職金請求受付件数は106件、うち長期未更新対象者は70件、それ以外は31件だった。	<評価の視点に対する措置> ・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 また、被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止した。 (退職者に対する重複チェック) 令和6年度退職者 63,100 人 うち追加支給 258 人 支給額 46,905 千円 ・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には就労事業所調査書を送付し、注意喚起を実施した。 ・業界団体機関誌(12	
--	---	---	--	--	--	--

	ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ii) i) の要請から2年経過した時点で手続を行っていない者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、前中期目標期間に75歳に達した者への要請を行った者のうち、手続を行っていない者に対し、再度要請する。 iv) 被共済者のうち70歳に達した者で、かつ住所が把握できている者	ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 ii) i) の要請(2022(令和4)年度実施)から2年経過した時点で手続を行っていない者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請する。 iv) 被共済者のうち70歳に達した者で、かつ住所が把握できている者	等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。 長期未更新者調査(令和2年度に共済手帳の更新が行われた者のうち、令和5年度末に至るまで共済手帳の更新が行われていない者を対象)を実施し、調査対象被共済者20,437人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者15,240人(納付実績12月以上)に対し、退職金請求手続の要請等(1/10)を行うとともに、新たな取組として、電子申請システムの連絡通知機能を活用し、共済契約者に対し長期未更新者調査等実施の周知要請を行った(6/6・7/2・8/2))。 ・手帳更新した者 3,161人 ・退職金請求した者 2,135人 ・就労中と確認できた者 3,147人 ・住所不明の者 30人 ・動きのない者 11,964人 ii) i) の要請(令和4年度実施)から2年経過した時点で手続を行っていない者7,749人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者7,663人(納付実績12月以上)に対し、退職金請求等の手続をとるよう再度要請した(9/25)。 ・手帳更新した者 405人 ・退職金請求した者 664人 ・住所不明の者 84人 ・動きのない者 6,596人 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者822人(納付実績12月以上)に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した(10/25)。 ・手帳更新した者 27人 ・退職金請求した者 175人 iv) 被共済者のうち70歳に達した者で、かつ住所が把握できている者10,835人(納付実績12月以上)に対し、掛金納付状況等の通知を行った(12/9)。	誌・21回)への広告掲載により注意喚起を行った。 さらに公共事業発注機関(1,788箇所)に対し、共済手帳の更新及び退職金の請求に関する注意喚起が記載されている「建退共現場標識」の掲示徹底を工事受注業者に指導するよう要請を行った。	
--	---	--	--	--	---	--

	に対し、掛金納付状況等の通知を行う。 v) 住所が把握できた長期未更新者全員に対し、退職金請求等の手続をとるよう要請する。(i、ii、iii、ivの対象者除く) vi) これまでに退職金請求等の手続をとるよう要請した者のうち手続を行っていない住所が把握できた長期未更新者に対し、再度要請するためのシステムを開発する。 ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。 また、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させる。	に対し、掛金納付状況等の通知を行う。 v) 住所が把握できた長期未更新者全員に対し、退職金請求等の手続をとるよう要請するためのシステムを開発する。(i、ii、iii、ivの対象者を除く) ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。 i) 初めて電子申請により掛金充当されたとき。 ii) 掛金納付実績1年目(12月)となったとき。 iii) 掛金納付実績5年目ごと(60月、120月・・・)となったとき。 また、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を	v) 令和7年度に、今まで対象としていなかった大手・任意組合・事務組合に所属する長期未更新者に対し、退職金請求勧奨等を実施するにあたり、係るシステム開発を完了した(i、ii、iii、ivの対象者を除く)。(3/31) ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知した。 i) 初めて電子ポイント方式により掛金充当されたとき。 ii) 掛金納付実績1年目(12月)となったとき。 iii) 掛金納付実績5年目ごと(60月、120月・・・)となったとき。 通知件数：201,671人 また、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させるよう取り組んだ。その結果令和6年度においては中期計画において指標としている13,000人以下に減少させることができなかったものの、増加する長期未更新者への対策として、新たに令和7年度に長期未更新者調査対象となる2年間未更新の被共済者がいる最終手帳更新事業所(7,589所)に、手帳更新手続きを要請した。(2/7) 令和7年度は、引き続き新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる方策等を検討することとしている。 新たに長期未更新者に該当することになる被共済者数 令和5年度末 13,212人 令和6年度末 15,502人		
--	---	--	---	--	--

	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組 共済契約者に対し、過去2年間手帳の更新をしていない被共済者の手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた確実な共済証紙の貼付や就労実績の登録による退職金ポイントの充当のための周知及び取組を促進すること。 【指標】 ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。特に、住所情報把握者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少させること。 ・過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させる。【再掲】 イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うよう要請する。 ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる。【再掲】 イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うようチラシを同封した文書により要請する。 ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準について、建設業の働き方改革等による就労実態の変化にあわせるため2024（令和6）年度に改正する基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当		② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を減少させるよう取り組んだ。その結果令和6年度においては中期計画において指標としている13,000人以下に減少させることができなかったものの、増加する長期末更新者への対策として、新たに令和7年度に長期末更新者調査対象となる2年間未更新の被共済者がいる最終手帳更新事業所（7,589所）に、手帳更新手続きを要請した。（2/7）令和7年度は、引き続き新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる方策等を検討することとしている。【再掲】 新たに長期末更新者に該当することになる被共済者数 令和5年度末 13,212人 令和6年度末 15,502人 イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うようチラシを同封した文書により要請した（5/31・8/1・11/27・3/19・3/21）。 要請件数：20,191事業所 ロ 4月より改正した加入・履行証明書発行基準について確実に実施するため、ホームページや説明会等を通じて適宜情報提供を行った。また、加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査することを通じ、就労日数に応じた適正な掛金納付をするように共済契約者に対して周知を徹底した。 ・加入・履行証明発行枚数 82,159枚		＜評価の視点に対する措置＞ ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対し、文書を送付するタイミングで、チラシを同封する等、年間を通して満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。

了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに 13,000 人以下に減少させること。 〔目標設定等の考え方〕 ・共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数 24 月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 373,568 人、 2020（令和2）年度末 370,498 人、 2021（令和3）年度末 364,418 人、 2022（令和4）年 12 月末 362,832 人 ・一定期間以上、手帳更新がされていない場合、適正な掛金充当が行われていない可能性があることや、満了・未満了を問わず手帳の更新期間を2年とする運用を新たに始めたことを踏まえ、過去2年間手帳を更新し		をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。				
--	--	---	--	--	--	--

	ていない共済契 約者に対し手帳 の更新の要請及 び周知を行うこ とで、長期未更 新者に該当する ことを未然に防 止する。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 4 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 270 人以上とすること。 （理由） 清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
中期目標期間中の新規被共済者目標数	270 人以上	5 年度目標数 70 人	6 年度目標数 60 人	7 年度目標数 人	8 年度目標数 人	9 年度目標数 人		予算額（千円）	239, 771	232, 558			
新規被共済者数【達成度】		75 人 【107. 1%】	78 人 【130. 0%】	人 【%】	人 【%】	人 【%】		決算額（千円）	171, 296	165, 320			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22 業務日 以内に全数 支給	100%	100%	%	%	%		経常費用(千円)	161, 136	180, 473			
加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回 以上	1 回	1 回	回	回	回		経常利益(千円)	29, 192	△82, 845			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【%】	【%】	【%】		行政コスト（千円）	161, 136	180, 474			
								従事人員数	8	8			
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済										

	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和 4 年度 末 2,907 人	—	—	—	—	令和 9 年度末 人減少 (人)			
--	--	-------------------------	---	---	---	---	------------------------	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
4 清酒製造業退職金共済事業	4 清酒製造業退職金共済事業	4 清酒製造業退職金共済事業		4 清酒製造業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 加入促進対策の効果的実施に関しては、清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和6年度末において、すでに90%以上が清退共制度に加入している。令和6年度は未加入事業所171所に対し、加入勧奨の際に本格焼酎・泡盛を製造する事業所向けのパンフレットを添付し発出するほか、既加入の全事業所（休業除く）1,747所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどの対策を講じた。 確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、主な対策として新規加入時に住所を把握し、加入したことを本人に通知（78件）するとともに、手帳更新時にも住所を把握し、システムに登録（821件）している。 その上で、未更新期間が3年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続をとるよう要請し、2年経過後にもフォローアップ調査を実施した（調査合計15件）。 以上のとおり、評価	評定	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。 〔目標設定等の考え方〕 新規加入者数の直近3か年平均値（令和2・3年度は実績値、令和4年度は推計値）を基礎として、労働力需給の推計（独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018年度版）【成長実現・労働参加進展シナリオ】による将来推計」）における労働力人口の	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、下記事項について、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、新規として、沖縄県・鹿児島県商工会連合会、福井労働局等へパンフレット等の窓口備え付け、ポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/27掲載） 「全国酒類製造名鑑」（12月掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ・能登杜氏組合 「組合員名簿」（12月掲載） ・日本酒造杜氏組合連合会 「日杜連情報」（1月掲載） ・全国商工会連合会 「月間商工会」9月号	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、下記事項について、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、新規として、沖縄県・鹿児島県商工会連合会、福井労働局等へパンフレット等の窓口備え付け、ポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/27掲載） 「全国酒類製造名鑑」（12月掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ・能登杜氏組合 「組合員名簿」（12月掲載） ・日本酒造杜氏組合連合会 「日杜連情報」（1月掲載） ・全国商工会連合会 「月間商工会」9月号	の指標について今年度は全て達成していることを踏まえ、B評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和4年度末において、免許事業所1,922所（令和4年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,788所（令和4年度末93.0％）がすでに清退共制度に加入している。 - 令和6年度は、既に加入している全事業所（休業除く）に対して、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 - あわせて、日本酒造組合中央会の協力を得て比較的未加入の多い本格焼酎・泡盛を製造する事業主に対して制度の説明やパンフレットを配布、支部からの意見を踏まえたリーフレットを作成するなどの加入促進対策を講じた。	
--	--	--	---	--	--	--

	減少率及び清酒製造業における非正規労働者割合の減少率（国税庁「清酒製造業の概況」）を用いた推計を踏まえ、清酒製造業における事業主の加入状況等も考慮し、指標を設定することとする。 ※新規加入者数 2020（令和2）年度：65人、2021（令和3）年度：101人、2022（令和4）年度推計：54人 【重要度 高】 清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 酒類等製造免許（清酒・単式蒸留焼酎・みりん）の新規取得事業所及び未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、未加入事業所が比較的多い単式蒸留焼酎、みりんを品目とする事業所への加入勧奨に注力する。 iii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 酒類等製造免許（清酒・単式蒸留焼酎・みりん）の新規取得事業所及び未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、未加入事業所が比較的多い単式蒸留焼酎、みりんを品目とする事業所への加入勧奨に注力する。 iii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧		・鹿児島県庁 「労働かごしま」 1 月号 ・よかセンター鹿児島 「サービスセンターニュース」（11 月掲載） さらに、動画の作成を行い SNS の Instagram・X（旧 Twitter）上で活用した。 投稿回数（8 回） ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。 ・相談員連絡会議開催（5/28） ii) 10 月に全国酒類製造名鑑 2024 年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）の名簿を整理したうえで、個別事業主に対し日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名による加入勧奨を実施した。 （全国酒類製造名鑑より抽出） 171 事業所 また、支部からの意見を踏まえて一部修正したリーフレットを作成し、酒造組合会員に対して加入勧奨を実施した。 鹿児島県（11 月）沖縄県（12 月） iii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（9/27 1,747 所）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 各都道府県支部に対し、国税庁及び日本酒造組合中央会が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行うよう要請した。 なお、日本酒造組合中央会の協力により、以下の対応を実施した。 ・福岡県で開催した「本格焼酎・泡盛とうまいもん祭」のイベントにおいてパンフレット等の配布（7 月） ・九州本格焼酎協議会の通常総会において、制度説明を実施（9 月） また、全国商工会連合会主催の研修会（9 月）及び福井労働局における会議（10 月）		
--	--	--	--	--	---	--	--

		奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とする。	奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 2024（令和6）年度における新たに加入する被共済者数の目標を、60人以上とする。	<定量的指標> ・2024（令和6）年度における新たに加入する被共済者数の目標を、60人以上とする。	においてパンフレット等の配布を行った。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省、国税庁、日本酒造組合中央会等に対して加入促進強化月間実施の協力依頼を行うとともに支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 4件 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/27掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ・全国商工会連合会 「月間商工会」9月号 ○NHK（54支局）への放送（映）依頼 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の見直しの実施にあたり、日本酒造組合中央会からの加入促進に係る意見を踏まえ、主に比較的未加入の多い本格焼酎・泡盛を製造する事業所に特化した取組として、引き続きイベントにおいて同リーフレット等を配布、また、九州本格焼酎協議会の通常総会における制度説明及び加入勧奨を行うなどの、加入促進対策を実施した。 また、中退共と協力して関係団体を訪問をし、制度説明及び加入勧奨を行うなどの、加入促進対策を実施した。 沖縄県（8月） 鹿児島県（10月） さらに、支部からの意見を踏まえて一部修正したリーフレットを作成し、酒造組合会員に対して加入勧奨を実施した。 鹿児島県（11月） 沖縄県（12月） ③ 加入目標数 2024（令和6）年度の加入目標数60人に対し、新規加入者は78人となり加入目標を達成した（年度目標達成率130.0%）。		・2024（令和6）年度の加入目標数60人に対し、新規加入者は78人となり加入目標を達成した（年度目標達成率130.0%）。
--	--	--	---	--	--	--	---

	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給すること。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・ 共済手帳返納届 ・ 掛金助成手帳返納届 ロ システムを含めた業務改善を行うため、日本酒造組合中央会と協議のうえ申請書の電子化や共済契約者に対するアンケート調査の準備を進めた。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・ 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を適宜行い、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・ 共済手帳返納届 ・ 掛金助成手帳返納届	
	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A を改訂し反映させた。 Q & A 改訂数 1 件	＜評価の視点に対する措置＞ ・ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A を改訂し反映させた。 また、加入者等に対する個別の相談業務については、支部におい	

	談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 ・前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標とし	& Aに反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	& Aに反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	の向上を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。 ＜定量的指標＞ ・毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに	ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 ・沖縄県（8 月）及び鹿児島県（10 月）の関係団体を訪問。 ・中退共・特退共合同参与会（11/21 書面開催、3/25） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 ・事業季報 170 号（令和 6 年 1 ・ 2 ・ 3 月） ・事業季報 171 号（令和 6 年 4 ・ 5 ・ 6 月） ・事業季報 172 号（令和 6 年 7 ・ 8 ・ 9 月） ・事業季報 173 号（令和 6 年 10 ・ 11 ・ 12 月） ハ 支部からの意見を踏まえて一部修正したリーフレットを作成し、酒造組合会員に対して加入勧奨を実施した。 鹿児島県（11 月） 沖縄県（12 月） また、運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/7）	て判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・支部からの意見を踏まえて一部修正したリーフレットを作成し、酒造組合会員に対して加入勧奨を実施した。 - また、運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/7） ・支部からの意見を踏まえて一部修正したリーフレットを作成し、酒造組合会員に対して	
--	---	--	--	--	---	---	--

	て設定することとする。 ※前中期目標期間中(2018（平成30）～2022（令和4）年度)に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日 ・清酒製造業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。			各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。			
	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更	＜評価の視点＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 2,907 人 令和7年3月末現在 2,865 人（△42 人） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 78 人 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録した。	加入勧奨を実施した。 また、運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/7）【再掲】 ＜評価の視点に対する措置＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	

	新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 ・共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去３年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数 24 月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 2,897 人、2020（令和２）年度末 2,913 人、2021（令和３）年度末 2,921 人、2022（令和４）年 12 月末 2,900 人	新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過している被共済者に対して現況調査を行い、住所が把握できた被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請するとともに、住所が把握できない被共済者に対しては、住民基本台帳ネットワーク等を活用した追跡調査を実施する。 ニ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請す	新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請す	・更新件数 821 件 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/30）。 ・調査対象者数 7 事業所 7 人 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/30）。 ・調査対象者数 4 事業所 8 人		
--	--	--	--	---	--	--

	る。 ホ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ヘ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ト 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。	る。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。	＜評価の視点＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入	ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請した。 ・調査対象者数 1人 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行った。 ・通知件数 159人 ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行った。 ・令和6年度新規加入者78人 送付対象加入者0人 ・令和6年度退職者94人 送付対象退職者1人 うち重複解消者1人 金額 1,348,200円	＜評価の視点に対する措置＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、退職時に重複加入が判明し、手帳実績の合算処理を実施したうえで退職金を支払った。 退職時重複処理件数1件 退職金額 1,348,200円 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意	
--	--	--	---	--	---	--

		チ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。	ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。	調査票を送付し注意喚起を実施しているか。	ト 相談員連絡会の機会を通して、酒類業界関係者である相談員に対し、広報誌（会員名簿）による退職金請求勧奨について依頼した。 その他、以下の事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかけた。 ・ポスター配付（1,081枚） ・酒造情報（令和6年9月号） ・日杜連情報（令和7年1月15日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和6酒造年度）	喚起を実施した。	
	リ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	＜評価の視点＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	
	ヌ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。			リ マスメディアである醸界タイムス社における醸界タイムス（9/27掲載）及び「2024全国酒類製造名鑑」を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	I 退職金共済事業 5 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 （1）累積欠損金の処理 【指標】 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 （理由） 累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。 累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。 【重要度 高】 （2）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 6,900 人以上とすること。 （理由） 林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成する	—	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を大幅に上回った。 また、累積欠損金を解消した。	累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める目安額△654百万円を上回った。				予算額（千円）	2,013,245	1,967,790			
同上【達成度】		【達成】	【達成】	【】	【】	【】	決算額（千円）	1,727,304	1,751,674			
中期目標期間中の新規被共済者目標数	6,900人以上	5年度目標数 1,500人	6年度目標数 1,500人	7年度目標数 人	8年度目標数 人	9年度目標数 人	経常費用（千円）	1,736,087	1,929,808			
新規被共済者数 【達成度】		1,550人 【103.3%】	1,404人 【93.6%】	人 【%】	人 【%】	人 【%】	経常利益（千円）	605,099	△259,336			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	%	%	%	行政コスト（千円）	1,736,087	1,929,809			

	加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回以上	1 回	1 回	回	回	回		従事人員数	8	8			
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【%】	【%】	【%】							
	長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済										
	中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和 4 年度末 2,110 人	—	—	—	—	令和 9 年度末人減少（人）							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 林業退職金共済事業	5 林業退職金共済事業	5 林業退職金共済事業		5 林業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 累積欠損金の処理に関しては、令和2年 11月に策定した解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消に努めた。令和6年度末における累積欠損金は△145 百万円となり、解消計画に定める累積剰余金（欠損金）目安額△654 百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261 百万円となり、令和5年度末の累積剰余金 116 百万円から△145 百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。 加入促進対策の効果的実施に関しては、国有林野事業受託事業体等における未加入事業	評定	B
							自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
							「加入促進対策の効果的実施」については、関係官公庁及び関係事業主団体等の協力を得て加入勧奨を行ったが、目標を下回る結果となった。 その他の指標については、目標を達成した。	
							<業務運営上の課題及び改善方策> 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。	

						主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所 3,279 所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」の実施に当たり事業主に対する加入指導の要請を行うとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体のうち未加入団体への加入勧奨を行うなどの対策を講じた。この結果、加入目標数 1,500 人に対して加入実績は 1,404 人、達成率 93.6%となった。なお、林業従事者数は平成 2 年度約 10 万人のところ、令和 2 年度には約 4.3 万人に半減しており、森林・林業基本計画（R3.3 月、林野庁）では、令和 2 年度以降は 4.3 万人の横ばいとなっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、年間就業日数 209 日以下の者の割合も減少が続いている。 確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、主な対策として新規加入時に住所を把握し、加入したことを本人に通知（1,404 件）するとともに、手帳更新時にも住所を把握し、システムに登録（14,173 件）している。 その上で、未更新期間が 3 年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続をとるよう要請し、2 年経過後にもフォローアップ調査を実施した（調査合計 166	
--	--	--	--	--	--	---	--

	（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】 【困難度 高】 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。 【指標】 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 【目標設定等の考え方】 解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であるこ	（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】 【困難度 高】 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行う。また、見直し後の解消計画において、中期計画期間の最終年度に定める累積欠損金について着実に解消を図る。	（１）累積欠損金の処理 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しまでの間は、解消計画を踏まえて累積欠損金の着実な削減に努める。	＜定量的指標＞ ・「累積欠損金解消計画」に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 ＜評価の視点＞ ・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めたか。	（１）累積欠損金の処理 2020（令和2）年11月に策定した解消計画を踏まえて累積欠損金の着実な削減に努めた。令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金（欠損金）目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、令和5年度末の累積剰余金116百万円から△145百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。	件）。 以上のとおり、おおむね目標を達成していることから、B評価とする。 ・令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金（欠損金）目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、令和5年度末の累積剰余金116百万円から△145百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・令和2年11月に策定した解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消に努めた。令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金（欠損金）目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、	
--	---	---	--	--	--	--	--

	とから、指標として設定することとする。 【重要度 高】 累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。 （２）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数	（２）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。	（２）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（２）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、以下の対策を講じた。 また、林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。	令和５年度末の累積剰余金 116 百万円から△145 百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・国有林野事業受託事業体等における未加入事業主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所 3,279 所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」の実施に当たり事業主に対する加入指導の要請を行うとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団
--	--	--	--	---	--

を 6,900 人以上とすること。	イ 広報資料等による周知広報活動	イ 広報資料等による周知広報活動	イ 広報資料等による周知広報活動	イ 広報資料等による周知広報活動	イ 広報資料等による周知広報活動	イ 広報資料等による周知広報活動
【目標設定等の考え方】 令和 4 年度の新規加入者数（推計値）を基礎として、林業従事者の見通し（林野庁「森林・林業基本計画に掲げる目標数値（令和 3 年 3 月）」）に基づき林業従事者数は一定とした上で、非正規労働者割合の減少率（農林水産省「森林組合一斉調査」）を用いた推計を踏まえ、林業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。 ※新規加入者数（推計値） 2022（令和 4）年度:1,594 人	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、機構が令和 5 年度に開設した SNS アカウントを活用し、SNS による制度の周知広報を実施する。	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、9 月に林野庁本庁の展示スペース、10 月に福井労働局（新規）、12 月に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターへパンフレット等の窓口備え付け、ポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・全国森林組合連合会 「森林組合」（10 月） ・宮崎県森林組合連合会 「宮崎県森連会報 vol. 311」（7 月） 「宮崎県森連会報 vol. 312」（10 月） ・福岡県森林組合連合会 「森連だより 93 号」（1 月） ・福島県森林組合連合会 「福島森連だより No. 123」（1 月） ・日本林業協会 「森林と林業」（11 月） ・北海道庁 「森林と玄人 第 23 号」（11 月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会 「第 60 回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（10 月） 「林材安全 908 号」（10 月） ・福井県庁 「若越の林業」（3 月） ・広島県庁 「ひろしまの林業」（3 月） さらに、動画の作成を行い SNS の Instagram・X（旧 Twitter）上で活用した。 投稿回数（8 回）	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、9 月に林野庁本庁の展示スペース、10 月に福井労働局（新規）、12 月に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターへパンフレット等の窓口備え付け、ポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・全国森林組合連合会 「森林組合」（10 月） ・宮崎県森林組合連合会 「宮崎県森連会報 vol. 311」（7 月） 「宮崎県森連会報 vol. 312」（10 月） ・福岡県森林組合連合会 「森連だより 93 号」（1 月） ・福島県森林組合連合会 「福島森連だより No. 123」（1 月） ・日本林業協会 「森林と林業」（11 月） ・北海道庁 「森林と玄人 第 23 号」（11 月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会 「第 60 回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（10 月） 「林材安全 908 号」（10 月） ・福井県庁 「若越の林業」（3 月） ・広島県庁 「ひろしまの林業」（3 月） さらに、動画の作成を行い SNS の Instagram・X（旧 Twitter）上で活用した。 投稿回数（8 回）	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、9 月に林野庁本庁の展示スペース、10 月に福井労働局（新規）、12 月に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターへパンフレット等の窓口備え付け、ポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・全国森林組合連合会 「森林組合」（10 月） ・宮崎県森林組合連合会 「宮崎県森連会報 vol. 311」（7 月） 「宮崎県森連会報 vol. 312」（10 月） ・福岡県森林組合連合会 「森連だより 93 号」（1 月） ・福島県森林組合連合会 「福島森連だより No. 123」（1 月） ・日本林業協会 「森林と林業」（11 月） ・北海道庁 「森林と玄人 第 23 号」（11 月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会 「第 60 回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（10 月） 「林材安全 908 号」（10 月） ・福井県庁 「若越の林業」（3 月） ・広島県庁 「ひろしまの林業」（3 月） さらに、動画の作成を行い SNS の Instagram・X（旧 Twitter）上で活用した。 投稿回数（8 回）	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、9 月に林野庁本庁の展示スペース、10 月に福井労働局（新規）、12 月に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターへパンフレット等の窓口備え付け、ポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・全国森林組合連合会 「森林組合」（10 月） ・宮崎県森林組合連合会 「宮崎県森連会報 vol. 311」（7 月） 「宮崎県森連会報 vol. 312」（10 月） ・福岡県森林組合連合会 「森連だより 93 号」（1 月） ・福島県森林組合連合会 「福島森連だより No. 123」（1 月） ・日本林業協会 「森林と林業」（11 月） ・北海道庁 「森林と玄人 第 23 号」（11 月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会 「第 60 回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（10 月） 「林材安全 908 号」（10 月） ・福井県庁 「若越の林業」（3 月） ・広島県庁 「ひろしまの林業」（3 月） さらに、動画の作成を行い SNS の Instagram・X（旧 Twitter）上で活用した。 投稿回数（8 回）
【重要度 高】 林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等
	i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、林業関係団体に所属する未加入事業所への加入勧奨に注力する。	i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、林業関係団体に所属する未加入事業所への加入勧奨に注力する。	i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、国有林野事業受託事業体、意欲と能力のある林業経営体及び育英を図る林業経営体における未加入事業主に対し、文書等により加入勧奨を実施した。 加えて、7 月に新たに林野庁と連携して実施した各都道府県に対する働きかけの結果、提供のあった林業経営体のリストについても、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 さらに、全国素材生産業協同組合連合会及び全国国有林造林生産業連絡協議会の会員名簿からも、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」9 所（10 月） 「意欲と能力のある林業経営体」3 所（3 月） 「育成を図る林業経営体」15 所（3 月） 「広島県・長崎県の林業経営体」14 所（3 月） 「全国素材生産業協同組合連合会」15 所（3 月） 「全国国有林造林生産業連絡協議会」1 所（3 月）	i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、国有林野事業受託事業体、意欲と能力のある林業経営体及び育英を図る林業経営体における未加入事業主に対し、文書等により加入勧奨を実施した。 加えて、7 月に新たに林野庁と連携して実施した各都道府県に対する働きかけの結果、提供のあった林業経営体のリストについても、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 さらに、全国素材生産業協同組合連合会及び全国国有林造林生産業連絡協議会の会員名簿からも、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」9 所（10 月） 「意欲と能力のある林業経営体」3 所（3 月） 「育成を図る林業経営体」15 所（3 月） 「広島県・長崎県の林業経営体」14 所（3 月） 「全国素材生産業協同組合連合会」15 所（3 月） 「全国国有林造林生産業連絡協議会」1 所（3 月）	i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、国有林野事業受託事業体、意欲と能力のある林業経営体及び育英を図る林業経営体における未加入事業主に対し、文書等により加入勧奨を実施した。 加えて、7 月に新たに林野庁と連携して実施した各都道府県に対する働きかけの結果、提供のあった林業経営体のリストについても、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 さらに、全国素材生産業協同組合連合会及び全国国有林造林生産業連絡協議会の会員名簿からも、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」9 所（10 月） 「意欲と能力のある林業経営体」3 所（3 月） 「育成を図る林業経営体」15 所（3 月） 「広島県・長崎県の林業経営体」14 所（3 月） 「全国素材生産業協同組合連合会」15 所（3 月） 「全国国有林造林生産業連絡協議会」1 所（3 月）	i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、国有林野事業受託事業体、意欲と能力のある林業経営体及び育英を図る林業経営体における未加入事業主に対し、文書等により加入勧奨を実施した。 加えて、7 月に新たに林野庁と連携して実施した各都道府県に対する働きかけの結果、提供のあった林業経営体のリストについても、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 さらに、全国素材生産業協同組合連合会及び全国国有林造林生産業連絡協議会の会員名簿からも、同様に未加入事業所を抽出し、文書等により加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」9 所（10 月） 「意欲と能力のある林業経営体」3 所（3 月） 「育成を図る林業経営体」15 所（3 月） 「広島県・長崎県の林業経営体」14 所（3 月） 「全国素材生産業協同組合連合会」15 所（3 月） 「全国国有林造林生産業連絡協議会」1 所（3 月）

	ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携	ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携	ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（9/27 3,279 所）。 iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行った（1/21 31 団体）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、パンフレット等を配布し、かつ制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ・ブロック林材業安全管理推進会議（北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州）※実地・Web 開催 7 所 ・林業・木材産業作業安全講習会（林業機械化協会 山形県、大分県、徳島県）3 所 ・林業就業支援事業研修会（全国森林組合連合会 西ブロック、東ブロック）2 所 ・全国素材生産業協同組合連合会、全国国有林造林生産業連絡協議会及び全国木材チップ工業連合会(理事会) 3 所 ・全国林材業労働災害防止大会（林業・木材製造業労働災害防止協会）1 所 ・水源林整備事務所における事業運営会議（国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター38 整備事務所等において 2 月中旬～5 月中旬にかけて実施） ・緑の雇用・担い手対策等説明会（鹿児島県庁）1 所 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省、林野庁、関係事業主団体等に対して加入促進強化月間実施の協力依頼を行うとともに支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3 件 ・全国森林組合連合会「森林組合 10 月号」 ・林業・木材製造業労働災害防止協会「林材安全 908 号」 ・日本林業協会「森林と林業 11 月号」 ○NHK（54 支局）への放送（映）依頼 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施		
--	--	---	---	--	--

	構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	ムページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・ 共済手帳返納届 ・ 掛金助成手帳返納届 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、費用対効果も含めて業務システムの再構築について検討した。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を適宜行い、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・ 共済手帳返納届 ・ 掛金助成手帳返納届 ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。	
	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させた。 ・ Q & A 改訂数 1 件 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A を改訂し反映させた。 また、加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を	

	③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 ・前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間中(2018（平成 30）～2022（令和 4）年度）に目	行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 林野庁の協力のもと、各都道府県に対し加入促進に関する働きかけを実施した。その中で協力の紹介のあった広島県・長崎県・福島県・熊本県の未加入事業者へ広報誌を通じて加入勧奨を実施した。 また、全国森林組合連合会からは、林業就業支援事業研修において制度説明を行う機会をもらい、今後も引き続き連携・協力していくこととなった。 ・中退共・特退共合同参与会（11/21 書面開催、3/25） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。 ・事業季報 154 号（令和 6 年 1・2・3 月） ・事業季報 155 号（令和 6 年 4・5・6 月） ・事業季報 156 号（令和 6 年 7・8・9 月） ・事業季報 157 号（令和 6 年 10・11・12 月） 特定業種退職金共済制度の在り方についての検討に資するよう、被共済者の就労状況の実態を把握するため、共済契約者に対してアンケート調査を行い、結果を厚生労働省及び関係事業主団体等に情報提供した。 ハ 運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者から意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会（6/26、3/17 開催）	図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。（運営委員会 6/26、3/17 開催） ・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林	
--	--	---	---	---	--	--

	標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22 日 ・林業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。			見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。		退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。（運営委員会 6/26、3/17 開催） 【再掲】	
	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。	＜評価の視点＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 2,110 人 令和 7 年 3 月末現在 2,003 人（△107 人） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 1,404 人 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 14,173 件	＜評価の視点に対する措置＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	

職金の請求等の 手続をとるよう 要請すること。 ・中期目標期間 の最終年度まで に、長期未更新 者数を、前中期 目標期間の終了 時の数から減少 させること。 【目標設定等の考 え方】 共済手帳の更 新要請等を行う ことで、長期未 更新者数を減少 させることを指 標として設定す ることとする。 ※過去3年以上 手帳の更新を行 っておらず掛金 納付月数24月以 上の被共済者推 移 2019（令和 元）年度末 2,151人、2020 （令和2）年度 末2,125人、 2021（令和 3）年度末 2,131人、2022 （令和4）年12 月末2,110人	ハ 未更新期間が 3年経過している 被共済者に対して 現況調査を行い、 住所が把握できた 被共済者に対し、 共済手帳の更新、 業界引退者へ退職 金請求等の手続を とるよう要請する とともに、住所が 把握できない被共 済者に対しては、 住民基本台帳ネッ トワーク等を活用 した追跡調査を実 施する。 ニ 未更新期間が 3年経過時点で行 う現況調査におい て、住民基本台帳 ネットワーク等も 活用しながらその 住所把握に努め、 把握できた住所を 全てシステムに登 録し、共済手帳の 更新、業界引退者 へ退職金請求等の 手続をとるよう要 請する。 また、上記の要 請から2年を経過 した後においても、 退職金請求等の 手続をとってい ない長期未更新者 全員に対して、退 職金請求等の手続 をとるよう要請す る。 ホ 被共済者の年 齢構成を把握・分 析し、住所が把握 できている長期未 更新者のうち、65 歳に達した被共済 者に対して掛金納 付状況等を通知す	ハ 未更新期間が 3年経過時点で行 う現況調査におい て、住民基本台帳 ネットワーク等も 活用しながらその 住所把握に努め、 把握できた住所を 全てシステムに登 録し、共済手帳の 更新、業界引退者 へ退職金請求等の 手続をとるよう要 請する。 また、上記の要 請から2年を経過 した後においても、 退職金請求等の 手続をとってい ない長期未更新者 全員に対して、退 職金請求等の手続 をとるよう要請す る。 ニ 被共済者の年 齢構成を把握・分 析し、住所が把握 できている長期未 更新者のうち、65 歳に達した被共済 者に対して掛金納 付状況等を通知す		ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/30）。 ・調査対象件数 87 事業所 116 人 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/30）。 ・調査対象者数 33 事業所 50 人 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請した。 ・調査対象者数 8 人		
---	--	--	--	--	--	--

	るとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 へ 新たに長期未更新者とさせないための取組みとして、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ト 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 チ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ	るとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組みとして、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ	＜評価の視点＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。	ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行った。 ・通知件数 276人 へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行った。 ・令和6年度新規加入者 1,404人 送付対象加入者 0人 ・令和6年度退職者 1,221人 送付対象退職者 3人 うち重複解消者 3人 金額 4,118,962円 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等による退職金の請求勧奨について各団体へ依頼した。 広報誌等への記事掲載状況は以下の通りである。 ・全国森林組合連合会 「森林組合」(10月)	＜評価の視点に対する措置＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、退職時に重複加入が判明し、手帳実績の合算処理を実施した上で退職金を支払った。 退職時重複処理件数 3件 退職金額 4,118,962円 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。	
--	---	---	---	--	---	--

		せを呼びかける。 リ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ヌ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	せを呼びかける。 チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	＜評価の視点＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	・福岡県森林組合連合会 「森連だより 93 号」（1 月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会 「第 60 回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（10 月） チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 リ 振興山村市町村の広報誌を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、振興山村市町村へ広報記事掲載依頼を実施した。（昨年掲載していただいた 189 自治体に対して再度掲載の依頼をした。） ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率 75%以上かつ人口密度 1.16 人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。	＜評価の視点に対する措置＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	
--	--	---	---	--	--	---	--

4．その他参考情報
特になし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業	Ⅱ 財産形成促進事業	Ⅱ 財産形成促進事業		Ⅱ 財産形成促進事業	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、評価の指標についておおむね達成していることを踏まえ、B評価とする。	評定	B
	1 融資業務の実施	1 融資業務の着実な実施	1 融資業務の着実な実施		1 融資業務の着実な実施	＜評価の視点に対する措置＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施するよう努めた。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を目的として、外部専門家による職員研修を実施した。		
	勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持するため、前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令	勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施する。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施する。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を1回以上実施するとともに、財形持家転貸融資の新規借入申込みに係る貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	＜評価の視点＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査業務の妥当性確保と迅速化に向けた取組みを行ったか。 ＜定量的指標＞ ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施した。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施した。 貸付決定までの審査期間については、貸付決定した264件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下で貸付決定した（平均審査処理期間4.41日）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施するよう努めた。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を目的として、外部専門家による職員研修を実施した。 ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下（平均4.41日）で貸付決定した。		

	和４）年度）における水準を指標とすることとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和４）年度）に目標として定めた平均処理日数（業務日）５日					
	２ 利用促進対策の効果的実施	２ 利用促進対策の効果的実施	２ 利用促進対策の効果的実施		２ 利用促進対策の効果的実施	
	（１）関係機関等と連携した利用促進対策	（１）関係機関等と連携した利用促進対策	（１）関係機関等と連携した利用促進対策	〈定量的指標〉 ・一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。 ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計1,800件（うち、令和６年度においては370件）以上とすること。	（１）関係機関等と連携した利用促進対策	・財形持家転貸融資の利用促進対策として、一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会への参加等の取組を35回行った。
	財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、財形持家融資利用者の減少の要因を踏まえた以下の利用促進対策（あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る。）に取り組むことにより、中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とする。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、財形持家融資利用者の減少の要因を踏まえた以下の利用促進対策（あらゆる機会を捉えて、30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る。）に取り組むことにより、2024（令和６）年度における財形持家転貸融資の新規借入申込件数を370件以上とする。		財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、①～⑥の利用促進対策（計35回）に取り組んだ。しかし、住宅価格の高騰や、金利が上昇していること等の影響により、令和６年度における財形持家転貸融資の新規借入申込件数は264件となり、数値目標（370件）に対し達成率は71.4％にとどまった。	・財形持家転貸融資の利用者の減少を踏まえ、関係機関等と連携するなどし、利用促進に取り組んだ。 しかしながら、以下の要因により財形持家融資の新規借入申込件数は264件となり、目標達成率は71.4％にとどまったと考えている。 ○住宅価格が高騰しており、また住宅着工件数が減少し続けていること。 ○住宅ローン市場において、変動金利型商品のシェアが最も高い状態が継続しており、固定金利期間選択型商品のシェアが落ち続けていること。 ○令和５年度以降の金利上昇局面において、資金調達と貸付金利の
					・働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーへの参加 7回 ・事業所に対する財形持家融資等の制度説明及び利用勧奨 1回 ・中退共の未加入事業主に対する説明会への参加 24回 ・SNSによる制度の周知広報 3回 計35回 また、利用促進を図るための周知活動として、業界誌等の機関誌において財形制度の広告掲載を行った（計５誌）。 ① 福利厚生会社と連絡会議を開催し、利用促進に係る取組等について協議した。 ② 働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、財形持家融資等についての説明を行った。	

	つなげるため、資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対しセミナーを開催するとともに、外部専門家が主催する会議・集会・研修等へ参加し、事業主・勤労者への周知・推奨を依頼する。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図る。 ⑤ 上記で活用する媒体等を作成し、必要に応じて改良を加える。	つなげるため、資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対しセミナーを開催するとともに、外部専門家が主催する会議・集会・研修等へ参加し、事業主・勤労者への周知・推奨を依頼する。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図る。 ⑤ 機構が令和5年度に開設したSNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。 ⑥ 上記で活用する媒体等を作成し、必要に応じて改良を加える。	＜評価の視点＞ ・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し等に取り組んだか。	・岡山働き方改革推進支援センター 1回 ・愛知働き方改革推進支援センター 6回 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を以下のとおり開催した。 ・神奈川県内の事業所において、財形持家融資等の制度説明及び利用勧奨を行った。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に24回参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図った。 ⑤ X（旧Twitter）及びInstagramで各3回制度紹介を行った。 ⑥ 最近の電話相談の内容やホームページの閲覧者の意見等を踏まえ、ホームページのよくある質問の内容の見直しを行った。 （２）特別な支援を必要とする者への対応 政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。	設定方法の制約から、民間金融機関の変動金利型の住宅ローンとの間で貸付金利の金利差が拡大したこと。 なお、上記により財形持家融資の利用者が減少しているほか、金利上昇局面において資金調達と融資の金利差を要因とする逆ざやが発生し、財形勘定の安定的な財政運営に影響を与えていることから、こうした状況について、厚生労働省が今後実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、厚生労働省に情報提供している。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。	
--	---	---	---	---	---	--

え、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。 【指標】 ・中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。 ・一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。 [目標設定等の考え方] ・財形貯蓄件数が減少傾向にあることを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における「財形貯蓄件数の減少率」及び「新規申込件数／財形貯蓄件数の減少率」に基づき令和5年度の新規申込件数を算出した上で、令和6～9年度の新規申込件数は令和5年度の新規申込件数から財形貯蓄件数の減少率に従って減少するとして算出し、これらの数値を合計して指標を設定することとする。 ・前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設	え、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行う。	え、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行う。				
---	--------------------------------	--------------------------------	--	--	--	--

	定することとする。 ※説明会等の実施回数実績 2018(平成30)年度 24回、 2019(令和元)年度 14回、 2020(令和2)年度 4回、 2021(令和3)年度 24回、 2022(令和4)年度実績見込 29回 3 財務運営 (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。 (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	＜評価の視点＞ ・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。	3 財務運営 中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証の上、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証の上、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

				業務について、 債権管理を適切 に行い、リスク 管理債権（貸倒 懸念債権及び破 産更生債権等） の処理を進めた か。		については、返済が困難 となった債務者に対す る貸付条件の変更決定 を3件行った。 令和6年4月に発出 した文書に基づき金融 機関等との連携を密に し、債務者及び抵当物 件に係る情報収集と現 状把握により債権の適 切な管理に努めた。リ スク管理債権（貸倒懸 念債権及び破産更生債 権等）については、適 切な管理とあわせて必 要に応じた措置を講ず る等して効果的な回 収、処理に努めた。 ○業務指導・監査 3 件 ○リスク管理債権処理 件数 3件（完済1 件、償却2件）	
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共システム【再掲】 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】 （３）情報システムの整備及び管理 （４）手続の電子化 【指標】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式【再掲】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の 30％以上とすること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
	中期目標期間の最終年度までに、2022（令和4）年度予算額に比べて一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）の削減を行う。 【達成度】	一般管理費 15%以上削減 業務経費 5%以上削減	令和4年度予算額 一般管理費 180,607,000 円 業務経費 4,130,850,000 円	—	—	—	—	一般管理費 %削減 (円) 【】 業務経費 %削減 (円) 【】	
	中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応する【再掲】	設計・開発の着実な進捗管理を行い、順調に進捗させた。想定外の事態にも適切に対応した。							
	中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数の比率【再掲】	50%以上		—	—	—	—	%	
	同上【達成度】							【%】	
	中期目標期間中に掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合【再掲】	30%以上		5年度目標 6%	6年度目標 9%	7年度目標 %	8年度目標 %	9年度目標 %	
	同上 【達成度】			4.97% 【83.3%】	6.40% 【75.8%】	% 【%】	% 【%】	% 【%】	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務運営については、法人の長を中心に業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から、テレワークシステムの構築等を行うとともに、郵便物の収受等業務について外部委託化する等、事務処理の効率化を図った。 業務の電子化に関する取組として、中退共シ	評定	B
					1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「サービスの向上」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、事業者や労働関係団体等からの聞き取りを踏まえ電子申請システムの改善を図るとともに、さらなる普及拡大に向けた取組として、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業 DX 推	

	等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から会議の電子化、効率化、職員のテレワークの推進をはじめとした見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図ること。	機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から以下の取組をはじめとした見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。	機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から以下の取組をはじめとした見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。	機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から以下の取組をはじめとした見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託の拡大等を行い、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。 ○ 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の業務の改善、事務処理の簡素化・迅速化を図った。 さらに、令和5年度に創設した業務改善の優れた取組を表彰する「業務改善表彰制度」について、応募対象及び審査基準の明確化を図るとともに、実施時期の前倒し等の運用の改善を行い、職員の意識啓発や組織の活性化に繋げた。 [改善実績件数] ・加入者が行う手続に関すること 14 件 ・機構内事務処理に関すること 15 件 [主な改善実績] ・中退共にて共済契約者を対象としたアンケート調査をオンライン化し、Webでの回答を可能とした。これにより調査者及び回答者の負担軽減を図った。 ・建退共にて建設キャリアアップシステム（CCUS）を運営する建設業振興基金と連携し、同基金が令和6年12月に提供を開始した技能者向けアプリ「建キャリア」において、被共済者が掛金積立状況や現時点での退職金額（電子納付の場合は、週に1回情報更新）を閲覧できる仕組みを構築した。 ・清退共、林退共にて、費用を掛けない周知広報の方法として、機構のX(Twitter)、Instagramにおいて、令和6年度より職員が作成した画像および動画の投稿による広報活動を実施した。 ○郵便物の收受等を行う文書室業務について、セキュリティに配慮した上で外部委託化を実現し、併せて再雇用職員の配置転換を行うなど、効率的かつ効果的な業務体制を確立した（9/1）。 ○人的資源の有効活用、職員の就業環境の確保のため、カスタマーハラスメントに対する方針を策定し、ホームページに公開した。あわせて、電話・窓口対応要領を作成し、職員全体で対応方法を共有した。	システムの再構築を着実に進め、同システム本体の結合テスト工程を開始し、新システム基盤構築と連動テスト工程を開始したほか、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための業務部門支援強化を行った。 建退共の電子ポイント方式については普及拡大に向けて、金融機関の顧客に対する働きかけ、発注者に対する建退共の手続きの電子化推奨依頼、支部と連携して説明会の開催や地域の中心企業等の現場におけるモデル工事の実施依頼、大手企業に電子ポイント方式の導入依頼等を行った。加えて、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリア」において、被共済者の掛金積立状況及び退職金見込み額を本人が手元で確認できるサービスの提供を開始することなどにより、電子ポイント方式の一層の利用促進を図った。 これらを踏まえ、B評価とする。	進型」の枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に行うなどの取組により退職金ポイントの掛金納付率は増加傾向にある。 その他の指標については、目標を達成した。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。
	（1）会議の電子化、効率化 会議資料のペーパーレス化や、開催方法のオンライン化により、会議の効率化を推進す	（1）会議の電子化、効率化 会議資料のペーパーレス化や、開催方法のオンライン化により、会議の効率化を推進する	（1）会議の電子化、効率化 会議資料のペーパーレス化に関し、当初の計画通り令和7年10月の稼働に向けてセキュリティに配慮した実施方法等について必要な検討を行った。			

	る。 （２）職員のテレワークの推進 業務における高付加価値化・生産性の向上、職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、職員の在宅勤務の実現可能性について検討を行い、実行可能な業務について、速やかにテレワークを実施する。	ための検討を行う。 （２）職員のテレワークの推進 業務における高付加価値化・生産性の向上、職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、テレワークの実施に向けて、必要な検討を進める。		（２）職員のテレワークの推進 業務における高付加価値化・生産性の向上、職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、セキュリティ面に最大限配意し、主として個人情報を取り扱わない業務において、令和７年４月１日からテレワークが実施できるようテレワークシステムの構築を行った。また、テレワーク実施時の情報セキュリティ対策に係る手順書を策定するとともに、本システムの構築に合わせて、在宅勤務に関する規程の改正を行った。		
２ 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和４）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金	２ 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和４）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金	２ 業務運営の効率化に伴う経費削減 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。	<定量的指標> ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和４）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和	２ 業務運営の効率化に伴う経費削減 2022（令和４）年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については33.7%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については2.0%の削減を行った。	・①一般管理費 [定量的指標]一般管理費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和４）年度予算額比） 目標値：15%以上削減 <参考>2024（令和６）年度実績値：119,673（千円） 33.7%削減 ②業務経費 [定量的指標] 業務経費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和４）年度予算額比） 目標値：5%以上削減 <参考>2024（令和６）年度実績値：4,048,677（千円）2.0%削減	

及び支払利息を除く。) については、2022（令和4）年度予算額に比べて5 %以上の削減を行うこと。 【指標】 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5 %以上の削減を行うこと。 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳し	及び支払利息を除く。) については、2022（令和4）年度予算額に比べて5 %以上の削減を行う。 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等のあり方について厳し	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等のあり方について厳し	4）年度予算額に比べて5 %以上の削減を行うこと。 <評価の視点> ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。	3 給与水準の適正化 機構の令和6年度における給与水準について検証を行い、令和7年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 当法人の給与水準は、対国家公務員指数の年齢勘案では112.3ポイントと国家公務員の給与水準を上回るものの、職員の勤務地が全員東京都特別区であり、また、職員の大卒者の割合が国家公務員と比較して高いことから、当法人の実態に近い比較指標である年齢・地域・学歴勘案との比較では、99.4ポイントと国家公務員指数を下回っている。	<評価の視点に対する措置> ・機構の令和6年度における給与水準について検証を行い、令和7年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 当法人の給与水準は、対国家公務員指数の年	
--	---	---	---	---	---	--

	く検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。	く検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	く検証した上で、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。			年齢勘案では112.3ポイントと国家公務員の給与水準を上回るものの、職員の勤務地が全員東京都特別区であり、また、職員の大卒者の割合が国家公務員と比較して高いことから、当法人の実態に近い比較指標である年齢・地域・学歴勘案との比較では、99.4ポイントと国家公務員指数を下回っている。
	4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】 （1）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。 システム再構	4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】 （1）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行う。この間、想定外の事態にも適切に対応する。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。 システム再構築後に事務効率化の観点からの	4 業務の電子化に関する取組 （1）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムでは、プログラミング言語を刷新するとともに、システム構造を制度改正等に迅速かつ柔軟に対応し得るように見直す再構築プロジェクトを計画通りに完遂する （2026（令和8）年10月1日運用開始）ため、設計・開発業務においては、製造（プログラミング）、単体テスト、結合テストを実施する。 2023（令和5）年10月に業者決定し設計工程を開始したシステム基盤構築等業務（シス	＜評価の視点＞ ・中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。【再掲】 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発と、機器導入及び新システムへの移行に向けた準備の着実な進捗管理を行うとともに	4 業務の電子化に関する取組 （1）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に対応するためのシステム再構築に向けて、新システムのプログラミング／単体テスト工程を令和6年6月中旬までに完了させ、結合テスト工程を開始した。 新システムの基盤構築（ハードウェアのデータセンターへの導入・設定）については、令和6年10月中旬に基盤構築業者から設計・開発業者への基盤引き渡しが完了し、令和6年11月下旬からはソフトウェア、ハードウェア間の連動テスト工程を開始した。 この間、役員、業務部門、システム部門一体となり、約500回に及ぶ会議や約5,500件に及ぶ質疑応答等を行うと共に、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための工程管理支援業者（PJMO支援業者）による業務部門支援強化を行い、計画通りのプロジェクト完遂に向け、工程管理支援業者（PJMO支援業者）も活用して適切に進捗管理を行い、おおむね順調にプロジェクトを進捗させた。 また、現行詳細設計書の不備等による修正案件について、コード解析工程を導入しつつ新システムへの移行時期を変えない形でのスケジュール見直しを実施するなど、想定外の事象にも適切に対応した。 なお、中退共システムの周辺システムについては、退職金（解約手当金）請求書自動読取（OCR）等システムに続き、被共済者退職届等を読み取るOCRシステムについても、再構築後の中退共システムに対応するシステムの構築・運用・保守業務を担う業者を令和6年12月下旬に決定した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中退共システムの再構築を着実に進め、同システム本体の結合テスト工程を開始し、新システム基盤構築と連動テスト工程を開始したほか、新システムへの移行や受入テストを円滑に実施するための業務部門支援強化を行った。OCRシステムについて業者を決定した。【再掲】 ・この間、工程管理支援業者も活用して適切に進捗管理を行うとともに、現行詳細設計書の不備等による修正案件について、コード解析工程を導入しつつ新システムへの移行時期を変えない形でのスケジュール見直しを実施するなど、想定外の事象にも適切に対応した。

	築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。	システム化を進める。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図る。	テム基盤構築、ツール開発、ハードウェア設置、データセンタ等）では、構築、単体テストを進め、年度後半には、設計・開発業者にシステム基盤を引き渡し、結合テストを開始する。	に、想定外の事態が生じた場合は適切に対応したか。【再掲】			
	（２）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を図る。 具体的には、事業者向けだけでなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などニーズに応じたオーダーメイド型の説明会の開催、電子申請専用の相談窓口を設け集中的に普及促進を図るモデル地区の設置、既存の共済契約者に対し、電子申請方式の利用者ＩＤを交付するような仕組みの構築をするとともに、申請件数の多い共済手帳の更新手	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図る。	＜評価の視点＞ ・建退共制度における確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図ったか。【再掲】	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 電子ポイント方式の説明会を支部と連携し開催した。 また、電子申請専用サイトの次期改修に向けて、事業者、協力会社及び労働関係団体に対して意見交換会を開催し（9/17）、電子ポイント方式に対する課題及び改善点等の聞き取りを行った。 さらに、電子ポイント方式の普及拡大に向けて、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業ＤＸ推進型」の枠組みを活かし、金融機関の顧客に対する働きかけ、発注者に対する建退共の手続きの電子化推奨依頼、支部と連携し地域を中心企業等の現場におけるモデル工事の実施依頼、大手企業に電子ポイント方式の導入依頼等を行った。 なお、令和６年度における新たな取組は以下の通り。 （様々なアプローチによる電子ポイント方式の普及促進） ・「金融機関サポート型」として、金融機関と合同で電子化セミナーを開催（４回、参加企業 261 社）し、また、金融機関 11 行の窓口でパンフレットを配布（総提供枚数 22,900 枚） ・「発注者推奨型」として、国等に対し手続きの電子化推奨の依頼を順次実施 ・「地域企業リーダーシップ型」として、群馬県で受注者希望型の電子ポイント方式のモデル工事を試行、また、岐阜県で建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）との連携工事を実施 ・「大手企業ＤＸ推進型」として、大手企業 32 社に対して本部長による個別訪問を行い、電子ポイント方式の導入及び更なる利用を依頼 ・各都道府県支部と連携し電子ポイント方式の利用促進等に向けた説明会を行った。 なお、10 月からは厚生労働省及び国土交通省後援のもと、「建退共の掛金納付電子化セミナー」として開催した。 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願（9/12） ・国土交通省宛後援名義使用許可願（8/19） （対面）39 会場 出席者数 2,439 人 うち、10 月以降開催 14 会場 出席者数 496 人 （Ｗｅｂ）9 回 出席者数 891 人 うち、10 月以降開催 出席者数 891 人 元請事業者等の代表企業で構成される「建設業退職金共済制度に関する大手懇談会」において、電子ポイント方式に関する意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期	＜評価の視点に対する措置＞ ・事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 39 会場 出席者数 2,439 人 Ｗｅｂ開催 9 回 出席者数 891 人 事業者、協力会社及び労働関係団体 26 回 出席者数 364 人 元請事業者等の代表企業で構成される「建設業退職金共済制度に関する大手懇談会」において、電子ポイント方式に関する意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期改修に反映させた。【再掲】 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 電子申請方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の４つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、電子申請方式の一層の促進を図ることが必要である。	

		続等について、オンラインを活用した仕組みで申請するシステムの構築を目指す。 あわせて共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る。 さらに、建設キャリアアップシステム（CCUS）との更なる連携強化や就労実績報告作成ツールの機能改善を図る。 以上の取組により、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とするとともに、電子申請方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の30%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	イ 事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体の説明会参加対象者に対し、電子申請方式の概要や基本的な操作のほか、エクセルを使ったデータ作成や建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携など、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催する。 ロ 電子申請方式の普及促進を図るモデル地区において、同方式の普及促進活動を集中的に実施し、効果的な電子申請利用促進策を検証する。 ハ 新規に共済契約の申込みをする事業者に対して、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図るため、共	改修に反映させた。 イ 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 事業者、協力会社及び労働関係団体 26回 出席者数 364人 （電子ポイント方式利用促進のためのモデル地区における取組） ロ 令和5年度に電子ポイント方式の集中的な利用促進を図るためのモデル地区を3地区（宮城県、群馬県、沖縄県）選定し、令和6年度は地区の地域性等を勘案した活動及び効果的な利用促進策の検証を行うにあたり、モデル地区ごとに実施計画を策定し、以下の取組を実施した。 ・共済契約者に対して掛金納付電子化セミナーを開催し、電子ポイント方式の概要説明及び操作説明を実施した（宮城県・群馬県・沖縄県）。 ・金融機関の本支店において、電子ポイント方式のリーフレットを設置し、証紙購入で来店した共済契約者に配布し、電子化への勧奨を実施した（宮城県・群馬県）。 ・電子ポイント方式を利用している共済契約者に対してヒアリングを実施し、意見・要望等を収集し、電子申請システムの次期改修に反映させた（宮城県・群馬県・沖縄県）。 ・地方整備局及び県等の発注機関に対して、電子ポイント方式の概要説明及び普及に向けた協力を要請した（宮城県・群馬県・沖縄県）。 これを受けて、群馬県において、受注者希望型によるモデル工事の試行が開始され、電子化を実施した。 また、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とする目標値において、令和6年度3月時点で宮城県31.82%（対前年比5.08ポイント増）、群馬県30.13%（対前年比3.68ポイント増）、沖縄県28.56%（対前年比4.61ポイント増）となり、全国平均26.76%を上回る比率を達成した。 ハ 新規に共済契約の申込みをする事業者に対して、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図るため、共済契約申込書の様式変更を行い、建設業の許可番号等を活用する変更事務手続きのワンストップサービスの同意確認を行った。 また、電子申請専用サイト上で共済契約者証（電子ファイル）の発行を行うことを可能とした。 新規契約者数 4,444社	＜令和5年度業務実績評価結果の反映状況＞ 電子ポイント方式の普及拡大に向けて、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の枠組みを活かし、金融機関の顧客に対する働きかけ、発注者に対する建退共の手続きの電子化推奨依頼、支部と連携し地域の中心企業等の現場におけるモデル工事の実施依頼、大手企業に電子ポイント方式の導入依頼等を行った。また、電子申請専用サイトの次期改修に向けて、電子申請専用サイトと就労実績報告作成ツールを一体化することにより、元請・下請間及び就労実績データの連携に係るデータファイルの受け渡しを不要とする等のシステム開発を進めた。 さらに、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」において、被共済者の掛金積立状況及び退職金見込み額を本人が手元で確認できるサービスの提供を開始した。 【再掲】	
--	--	--	---	---	--	--

		済契約申込書の様式変更を行い、建設業の許可番号等を活用する変更事務手続きのワンストップサービスの同意確認を行う。また、電子申請専用サイト上で共済契約者証（電子ファイル）の発行を行う。 ニ 電子申請方式における各システムのリプレースを迎える2025（令和7）年度に合わせ、オンラインを活用した仕組みで申請するシステムの構築をシステム開発等の事業者及びコンサルティング事業者とより分かりやすく、かつ使いやすいシステム開発に着手する。 ホ 電子申請専用サイトにおいては、CCUSとの更なる連携強化や、共済契約者からの意見を踏まえ、より分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上を図る。 以上の取組により、2024（令和6）年度中に電子申請による		ニ オンライン申請システムを構築するため、現行の手続きの流れを踏まえつつ、ユーザが見やすく操作しやすいデザインや、使い勝手のよいシステムを目指し、電子ポイント方式におけるシステムのリプレースを迎える令和7年度に合わせて、システム開発等の事業者及びコンサルティング業者とシステム開発を進めた。 （電子ポイント方式利用促進のためのシステム改善・建キャリアによる利便性向上） ホ 電子申請専用サイトの次期改修に向けて、電子申請専用サイトと就労実績報告作成ツールを一体化することにより、元請・下請間及び就労実績データの連携に係るデータファイルの受け渡しを不要とする等のシステム開発を進めた。 CCUSとの連携においては、「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」により、「技能者の処遇改善に資する退職金共済制度の検討」や「技能者アプリの導入」並びに「CCUSと建退共の完全連携」が示され、さらに今般の担い手三法改正を受けた国の各指針・告示等によって、電子ポイント方式の一層の利用促進及びCCUSの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図る旨の記載がされたことを受け、CCUSとのデータ連携方法をファイル連携から自動連携へ変更するとともに、取込みデータの補正機能の強化といった仕組みを設計し、機能改善を図った。 さらに、CCUS技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリア」において、被共済者の掛金積立状況及び退職金見込み額を本人が手元で確認できるサービスの提供を開始した。 また、CCUSとの更なる連携強化を図るため、CCUSを運営する一般財団法人建設業振興基金との連携会議を定期的実施した。 以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和6年度3月時点において6.40%となった。	・各都道府県支部及び大手共済契約者の協力のもと、電子ポイント方式の利用促進等に向けた説明会を実施したこと等により、掛金収入額に対する電子ポイントによる掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和6年度3月時点において6.40%となった。【再掲】
--	--	--	--	--	---

			掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の9%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）				
	（３）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	（３）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	（３）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	<評価の視点> ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOにおいて、適切な予算管理及び進捗管理等を行ったか。	（３）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、2023（令和5）年度にPMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））として設置したPMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理を行うとともに、機構内のシステムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））が情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援した。	<評価の視点に対する措置> ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、2023（令和5）年度にPMOとして設置したPMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理を行うとともに、機構内のシステムの整備及び管理を行うPJMOが情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援した。	
	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））を支援するため、PMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））の設置等の体制整備を進めること。また、各種の申請手続について保有する個人情報	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））を支援するため、PMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））の設置等の体制整備を進める。また、手続について、「経済財政運営と改革の基	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））を支援するため、2023（令和5）年度に設置したPMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））において、適切な予算管理及び進捗管理等を行う。	<評価の視点> ・手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の導入を実現するための検	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理等を行った。 また、手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の導入を実現するための検討を次のとおり進めた。 中退共申請・届出等手続についてはe-Gov利用に係るデジタル庁との調整を進めつつ、事務体制、事務フロー、作業場所（「デジタル化作業室（仮）」）の検討等の要件定義から、開発業務や通信回線等の調達に至る計画工程を完了させて導入工程に進み、ツール開発、「デジタル化作業室（仮）」の工事等を実施した。 建退共申請・届出等手続については、オンライン申請システムを構築するため、現行の手続きの流れを踏まえつつ、ユーザーが見やすく操作しやすいデザインや、使い勝手のよいシステムを目指し、電子ポイント方式におけるシステムのリプレースを迎える令和7年度に合わせて、システム開発等の事業者及びコンサルティング業者とシステム開発を進めた。	<評価の視点に対する措置> ・手続について、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の導入を実現するための検討を進めた。	

報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、オンライン化を進めること。 【指標】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式 【再掲】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 〔目標設定等の考え方〕【再掲】 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システ	本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の導入を実現する。	また、手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の導入を実現するため、2023（令和5）年度に公募決定したコンサルティング業者による支援を受け、デジタル化に係る構想策定、要件定義と計画策定を実施、さらに開発業者（機器等の導入を含む）の調達を行う。	討を進めたか。			
---	---	---	----------------	--	--	--

ムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。 ・建設業退職金共済制度の電子申請方式について、電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図ること等を考慮し、指標を設定する。 【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 中退共システ							
---	--	--	--	--	--	--	--

	ムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。						
	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進	＜評価の視点＞ ・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・2024（令和 6）年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チームに事前に説明を行うとともに自ら点検・見直しを行うことにより、「令和 6 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施した。	

	すること。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。	する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。	する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。	<評価の視点> ・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。	（１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/28 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。競争性のない随意契約及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等については、調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けた（24 件）。また、契約監視委員会（6/13、9/26、12/17、3/4 実施）等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。 なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を下記のとおりホームページに公表した。 ・令和５年度第４・四半期(5/10) ・令和６年度第１・四半期(8/15) ・令和６年度第２・四半期(11/11) ・令和６年度第３・四半期(2/12) （添付資料② 調達等合理化計画）	<評価の視点に対する措置> ・外部有識者による契約監視委員会を４回開催し、2024（令和６）年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容はおおむね適正であるとの意見を得ている。	
	（２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。	（２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。 中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。	（２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。 2024（令和６）年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。	<評価の視点> ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。	（２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 2024（令和６）年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないために、十分な公告期間、履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。 ・第４期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・令和６年４月～令和７年３月における一者応札の件数 32 件	<評価の視点に対する措置> ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。	
	（３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	（３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	（３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	<評価の視点> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	（３）業務監査（5/31、9/12、12/11、2/17 実施）、会計検査（12/18、12/19 実施）による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	<評価の視点に対する措置> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－1		財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー				
2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)	
注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。 削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。									
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 5 (1) 累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 5 (1) 累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 5 (1) 累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項を考慮して作成した令和6年度予算に基づき、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。		第3 財務内容の改善に関する事項 2020（令和2）年11月に策定した解消計画を踏まえて累積欠損金の着実な削減に努めた。令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金（欠損金）目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、令和5年度末の累積剰余金116百万円から△145百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、2022（令和4）年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を踏まえた2024（令和6）年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） 一般管理費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 2024（令和6）年度実績値：119,673（千円） 33.7%削減 業務経費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 2024（令和6）年度実績値：4,048,677（千円）2.0%削減	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和2年11月に策定した解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消に努めた。令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金（欠損金）目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、令和5年度末の累積剰余金116百万円から△145百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、2022（令和4）年度予算（中期計画	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

				<定量的指標> ・「累積欠損金解消計画」に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。【再掲】		(第4期)から削減対象外とした経費を除いた額)と比較して、一般管理費6%減及び業務経費2%減とした令和6年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費 (水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など) これらを踏まえ、B評価とする。	
				<評価の視点> ・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めたか。【再掲】		・令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金(欠損金)目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、令和5年度末の累積剰余金116百万円から△145百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。【再掲】 <評価の視点に対する措置> ・令和2年11月に策定した解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消に努めた。令和6年度末における累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める累積剰余金(欠損金)目安額△654百万円を上回った。なお、令和6年度は当期純損失が△261百万円となり、令和5年度末の累積剰余金116百万円か	

				<評価の視点> ・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。		ら△145 百万円の累積欠損金となったが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだことによるものである。【再掲】 <評価の視点に対する措置> ・中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和4年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費 15%以上減及び業務経費 5 %以上減とした中期計画予算を踏まえた令和6年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	1 ガバナンスの徹底 2 人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 1 ガバナンスの徹底 （1）内部統制の徹底 （2）情報セキュリティ対策の推進等 （3）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 （理由） 法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項		第4 その他業務運営に関する重要事項	＜評定と根拠＞ 評定：B ガバナンスについては、以下の3つの取組を通じて徹底した。 ○内部統制について、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、毎月の理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングしてPDCAサイクルを適切に機能させるとともに、監事による監査や、左欄 ①～⑥の各委員会の有識者委員による助言等の外	評定	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

						部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。特に、統制が急務である個人情報を取り扱う業務について、新たにC S A手法によるリスク管理表を作成し、内部統制の更なる強化を図った。 ○情報セキュリティについて、対策基準の改定等や各種研修・訓練により、迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図るとともに、情報資産管理システムの導入等により情報セキュリティ対策の改善を図った。 ○事業及び制度の改善・見直しに向けた取組について、厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報等、適宜、厚生労働省への必要な情報の提供を行った。 これらを踏まえ、B評価とする。	
--	--	--	--	--	--	---	--

1 ガバナンスの徹底 【重要度 高】 （１）内部統制の徹底 通則法によりガバナンスの強化が求められたことを踏まえ、内部統制を徹底すること。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、責任の所在の明確化の徹底を図ること。 中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保すること。 大量の個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関す	1 ガバナンスの徹底 【重要度 高】 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いた上で、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、特に以下の事項を重点に、内部統制を更に強化する。 ・統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保する。 ・統制活動として、文書決裁ル	1 ガバナンスの徹底 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いたうえで、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、特に以下の事項を重点に、内部統制の更なる強化を図るため、以下①～⑥の体制で取り組む。 ・統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き	<評価の視点> ・内部統制各種の仕組みに基づき有効な内部統制を図ったか。	1 ガバナンスの徹底 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いた上で、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下①～⑥の体制で取り組んだ。 ・統制環境について、業務遂行上のリスクに対する不断の備えを行い、インシデント発生時には、原因の解明、再発防止策の策定を速やかに行うとともに、理事会での報告を通じて機構内の情報共有を図ることで、統制環境の向上を図った。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保した。	<評価の視点に対する措置> ・機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置き、引き続き、毎月の理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングしてPDCAサイクルを適切に機能させるとともに、監事による監査や、独法通則法改正に伴うガバナンス体制強化のために設置した左欄 ①～⑥の各委員会の有識者委員による助言等の外部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。 特に、機構のリスク・マップの更新を行うとともに、統制が急務である個人情報を取り扱う業務について、新たにCSA手法によるリスク管理表を作成し、内部統制の更なる強化を図った。	
---	--	---	--	--	---	--

	る法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底すること。	ールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。 ・機構が大量の個人情報を国民から託されていることを念頭に置いた上で、個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。加えて、システム投資案件については情報セキュリティの観点からの検討を行う。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	効果的な組織運営を確保する。 ・統制活動として、文書決裁ルールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。 ・機構が大量の個人情報を国民から託されていることを念頭に置いた上で、個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。加えて、システム投資案件については情報セキュリティの観点からの検討を行う。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。 ① 資産運用委員会 当機構のガバナンス強化策の	・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。	・統制活動について、機構の重要な意思決定は引き続き文書決裁を徹底し、責任の所在を明確にした。 ・個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底した。また、各種規程の見直しの必要性について検討し、適時適切に見直し、会議等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。	① 資産運用委員会 資産運用に関する重要事項を随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。	・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程の見直しの必要性について検討するとともに、業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、会議等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。
--	--	--	--	--	---	--	--

		一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。 資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。 審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。 ② 情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会では、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティに関する総括を行い、問題意識の共有と施策の策定を行う。 委員会にはC	資産運用委員会を5回（4/19、6/17、9/10、12/24、2/27）開催したほか、メール報告もあわせて、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。 令和5年度の資産運用に関する評価報告書において、「環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に則し、運用の目標を踏まえて適切に実施されている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 審議内容について、資産運用委員会議事要旨（令和5年度第5回及び令和6年度第1～第4回）を公表した。 ② 情報セキュリティ委員会 CIO補佐官を委員に加えた情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ・第24回情報セキュリティ委員会（6/18 書面開催）において、外部委託における情報セキュリティ対策運用手順書の策定、クラウドサービス（要機密情報を取り扱わない場合）の利用に係る運用手順書の策定について審議を行い、了承を得た。 ・第25回情報セキュリティ委員会（8/28 書面開催）において、情報システムの重要度分類と対策に係る運用手順書の策定、防犯カメラに係る設置・運用要領の一部改定について審議を行い、了承を得た。 ・第26回情報セキュリティ委員会（11/6 書面開催）において、情報取扱手順書の改定について審議を行い、了承を得た。 ・第27回情報セキュリティ委員会（3/12 書面開催）において、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定、防犯カメラに係る設置・運用要領の改定、テレワーク実施時の情報セキュリティ対策に係る手順書の策定について審議を行い、了承を得た。 ・第28回情報セキュリティ委員会（3/31 書面開催）において、令和6年度情報セキュリティに係る対策推進計画にかかる実施状況報告（標的型メール訓練及び自己点検の実施結果を含む）を行い、また、令和7年度情報セキュリティに係る対策推進計画及び内部監査計画書の策定について審議を行い、了承を得た。	
--	--	--	---	--

		ＩＯ補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。 ③ 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。 併せて、ＣＩＯ補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。 ④ PMO・システム化委員会 PMO・システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握するとともに、各プロジェクトの進捗状況について管理を行う。		③ 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。また、これらについて有識者から助言を受けた（3/24）。 ○ＣＩＯ補佐官年次活動実績報告 ○情報セキュリティ対策における状況報告 ○情報セキュリティに係る対策推進計画 ○サイバーセキュリティのための対策基準の改定 ○中退共電算システムの再構築の進捗状況・予定 ○中退共申請・届出オンライン化 ○建退共電子ポイント方式 ④ PMO・システム化委員会 ＣＩＯ補佐官を委員に加えた令和６年度第１回PMO・システム化委員会（8/30）、令和６年度第２回PMO・システム化委員会（1/9）を開催し、以下について審議を行った。 ・第５期中期目標期間におけるシステムの新規追加案件等を確認したうえで、必要経費予定額について第５期中期目標期間予算の範囲内に収まっていることを確認した。 ・情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PJMOの進捗管理を行い、各PJMOの状況についてより詳細な共有を図った。	
--	--	---	--	---	--

		⑤ リスク管理・コンプライアンス体制 機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）に関し、個人情報取扱業務については、事務単位で内在するリスクを捉えた統制方法を強化することから、現行のリスク・マップにおける管理・評価に加え、担当部門が自らリスクの検討及びモニタリングを行うC S A（Control Self Assessment（統制自己評価））手法に基づくリスク管理表作成の取組を進める。 また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるとともに、最新のリスク・マップについての検証を行う。 ⑥ モニタリング体制 各種施策・計画の進捗状況等	⑤ リスク管理・コンプライアンス体制 ・機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）について、環境変化に伴う新たなリスクの追加や、それに伴う対応策の実施などを踏まえ、リスク項目・リスク度合い等に関するリスク・マップの更新を行った。 ・特に統制が急務である個人情報を取り扱う業務については、新たにC S A手法によるリスク管理表を作成した。 ・法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会を書面開催（3/14）し、更新後のリスク・マップやC S A手法によるリスク管理表等について審議を行った。また、これらについて外部有識者委員から客観的・専門的見地に立った助言を受けた。 ・特定個人情報を含む郵便物を収受する部署に防犯カメラを設置（7/25）し、インシデント発生時の原因究明の迅速化を図るとともに、文書管理体制の更なる強化を図った。 ⑥ モニタリング体制 ・引き続き、理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、P D C Aサイクルを適切に機能させた。		
--	--	---	--	--	--

		をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。 中期計画・本計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてモニタリングすることに加え、業務運営・推進会議を開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、PMO・システム化委員会において検討を行う。 支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。 なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。	・理事会において、中期計画及び年度計画の進捗状況等を月次でモニタリングした。 ・業務運営・推進会議を開催し、令和5事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「令和5事業年度業務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/28）。 ○第1回業務運営・推進会議（4/23） 機構内各部署に係る令和5事業年度実施報告に基づき審議 ○第2回業務運営・推進会議（6/12） 機構の「令和5事業年度業務実績報告書（案）」に基づき審議 ○第3回業務運営・推進会議（11/14） 令和6事業年度計画に係る上半期進捗状況及び要因分析等の報告、下半期の実行計画について審議。 ・過去の実績（事業を取り巻く環境変化及び変化への対応）を総括し、機構の使命を踏まえた上で、令和7事業年度計画を策定した。 ・情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、PMO・システム化委員会において検討を行った。 ・財務諸表の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（6月）。また、監査法人による前事業年度の期末監査を、4月から6月にわたって受け、監査報告書を受領した。 ・業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（7月、11月）。あわせて、建退共支部業務の執行状況について、監事より監査を受けた。 熊本県支部（10/3）、大分県支部（10/4） 内部監査計画書に基づき、以下の通り実施し、問題の把握・分析と対応策の検討を行った。 ○内部統制等 ・旅費の執行状況及び規程の遵守状況等に係る監査（12/13） ・建退共・清退共・林退共都道府県支部に対する個人情報・情報セキュリティ対策等に係る監査（1/28～3/13） 対象支部：建退共（中部ブロック8県及び兵庫県）、清退共・林退共（中部ブロック8県） ○情報セキュリティ関係 ・PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査：6/7～7/4、2/25～3/19） ○業務執行状況 ・令和5年度の個人情報漏えい等のインシデント事案の事案発生後の対応状況のヒアリング実施（6/7） ・契約業務部及び給付業務部に対する業務執行状況に係る監査（8/21、8/27） ・考査役に対する業務執行状況に係る監査（12/9） ・業務運営部に対する業務執行状況に係る監査（2/21） ○令和4年度及び5年度監査フォローアップ（8/6、8/7、8/9、9/18、9/20、9/24、9/30、11/7、11/20、1/31、2/3、3/5～3/19） なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応できるよう、厚生労働省と密に連携して業務を行った。		
（2）情報セキュリティ対	（2）情報セキュリティ対策の	（2）情報セキュリティ対策の	（2）情報セキュリティ対策の推進等		

策の推進等	推進等	推進等				
① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報を適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図ること。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報を適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図る。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図る。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。具体的には、監事監査及び監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識	① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報を適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図る。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図る。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。具体的には、監事監査及び監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識	＜評価の視点＞ ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ったか。 ・システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。 ・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。	① 情報セキュリティ対策の推進 ・サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施した。 ・政府の情報セキュリティポリシーの改定（令和5年7月1日付）に伴い、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準（以下、対策基準）の改定を行った（令和6年4月1日、令和7年3月31日改定）。あわせて以下のとおり対策基準に紐づく各種手順書の改定等を行った。 ○外部委託における情報セキュリティ対策運用手順書 ○クラウドサービス（要機密情報を取り扱わない場合）の利用に係る運用手順書 ○情報システムの重要度分類と対策に係る運用手順書 ○情報取扱手順書 ○テレワーク実施時の情報セキュリティ対策に係る手順書 【設備面】 ・年末年始及び大型連休時において、機構のWebサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用サーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。 ・情報資産管理システムを導入（9/30）し、PC端末等の資産情報を自動収集し、情報資産台帳を整備するとともに、PC端末等の操作ログを取得することで、サイバー攻撃や内部不正による情報漏洩時の原因特定に活用する体制を整備した。 【運用面】 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。毎週実施当日には、全役職員に当該措置のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報を入手するとともに、委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行うことで、リスク管理体制の強化を図った。 ・令和6年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○NISC勉強会（4/18・4/23・9/19・9/20、オンライン開催） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（5/22） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/20、厚生労働省主催、オンライン開催） ○第二GSOC報告会（8/5・2/25、オンライン開催） ○「IT調達申合せ」担当者説明会（9/18、NISC主催、オンライン開催） ○令和6年度インシデントハンドリング研修（9/25・10/18、NISC主催、オンライン開催） ○インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練の実施（11/6実施、厚生労働省主催） ○全役職員に対し、eラーニングによる個人情報保護に係る研修（11/8～12/27） ○職員の情報セキュリティへの意識向上を目指し、標的型メール攻撃に対する教育訓練の実施（9/3、12/4） ○外部業者による脆弱性診断（Webアプリケーション）を受検（1/14～1/21） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/14～1/28）	＜評価の視点に対する措置＞ ・対策基準の改定等を行うとともに、インシデントハンドリング研修、NISC勉強会等への参加、インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練、インシデント発生時におけるLANケーブルの抜線訓練、標的型攻撃メール訓練等を実施し、迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図った。 ・ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報を入手するとともに、委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行うことで、リスク管理体制の強化を図った。 ・情報資産管理システムの導入により、サイバー攻撃や内部不正による情報漏洩時の原因特定に活用する体制を整備し、情報セキュリティ対策の改善を図った。 また、セキュリティ対策の実施状況の把握及び今後の改善について、監事監査、内部監査の結果を踏まえた対	

	者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。		○全役職員に対し、eラーニングによる情報セキュリティ研修（1/15～3/14） ○外部業者による脆弱性診断（Webアプリケーション）を受検（1/14～21） ○CSIRT担当者会議（2/7、NISC主催、オンライン開催） なお、実施状況については、監事監査（実施方法等を前年度から改善）及び監査室による内部監査のほか外部委託による情報セキュリティ監査、情報セキュリティ有識者委員会なども活用して検証し、その結果を踏まえ、対策の見直しを進めた。	応や、情報セキュリティ有識者委員会、情報セキュリティ委員会において当年度の実績報告及び来年度の対策推進計画を審議する等により、対策の見直しを進めた。
② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずること。	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	<評価の視点> ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等発生時における事業継続性強化のための対策を講じているか。	② 災害時等における事業継続性の強化 ・災害時等の事業継続性強化のため、役職員の安否確認訓練を行った。今回は出社時以外の状況を想定し、組織内の端末を使用せずに安否報告を行うことを徹底する等、より現実に即した訓練内容とした(9/25)。 ・消防計画上の自衛消防訓練を実施したほか、計画外の取組として、就業中の災害発生を想定した機構の役職員全体の一斉避難訓練を行った(12/10)。 ・引き続き災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、システムバックアップや各業務のデータバックアップとその外部保管を行った。一般の中小企業退職金共済事業における支払指図関連データの遠隔地への転送を実施し（毎営業日）、また、非常時に大阪コーナーで転送データを利用する訓練については、大阪コーナーへ本部職員が出張して4回実施した（6/7、9/5、11/29、3/7）。	<評価の視点に対する措置> ・災害時等の事業継続性強化のため、より現実に即した役職員の安否確認訓練を行った。また、消防計画上の自衛消防訓練を実施したほか、計画外の取組として、就業中の災害発生を想定した機構の役職員全体の一斉避難訓練を行った。 さらに、引き続き災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、システムバックアップや各業務のデータバックアップとその外部保管を行った。また、中退共においては、支払指図関連データの遠隔地への転送及び転送データを利用する訓練を実施した。 これらにより、事業継続性強化のための対策を講じた。

	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。 特に、令和２年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。 また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよ	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供する。 特に、2020（令和２）年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずる。 また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供する。	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証や、特定期間退職金共済制度のあり方についての検討などに必要な情報の提供を適切に行ったか。	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供した。 機構が担うべき役割を踏まえた、持続可能な事業の在り方等について、不断に検討を行っていくため、機構と厚生労働省との認識の共有化を図ることを目的として意見交換会(第5回)を開催し、令和５事業年度業務実績の報告を行うとともに、令和６年度実施予定の特退共財政検証や今後の制度の在り方についての議論を行った（7/31）。 そのうえで、特退共の財政検証における議論に資するよう、今後５年間の累積剰余金の推移等に係る将来推計を行うため、過去の掛金収入・退職金支払・運用収入・制度運営に必要な経費の実績等を厚生労働省へ情報提供した。 また、建退共においては建設技能者の技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、元請や事業主が掛金を上乗せできる複数掛金制度の導入等の制度の在り方についての検討等に必要な情報を厚労省に提供した。 また、財産形成促進事業については、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報等、適宜、厚生労働省への必要な情報の提供を行った。	
--	---	--	--	--	--	--

	う、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。 【重要度 高】 法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報を保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。	要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供する。				
	2 人事に関する事項 ・令和元年に策定した人材の確保・育成に係る方針に基づき、人材の確保・育成や職員の士気の向上に引き続き取り組むとともに、必要に応じ、同方針の見直しを行うこと。	2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組む。 ① 新規採用ではP R手法・選考方法の工夫により、有為な人材の確保に努める。 ② 資産運用やシステム管理な	2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組む。 ① 新規採用ではP R手法・選考方法の工夫により、有為な人材の確保に努める。 ② 資産運用やシステム管理な		2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組んだ。 ① 新規採用では、機構が求める有為な人材を確保するため、募集案内と併せて機構紹介動画を機構ホームページ及び就職情報サイト「マイナビ」に掲載することで幅広く募集を行い、9名を新規採用した（10月1名、4月8名）。 ② 必要な人材を中途採用し得るよう、市場賃金を勘案し職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討し、中途採用活動を行った。これにより、実務	

	・資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進すること。	ど特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。その他必要な人材を中途採用し得るよう、職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討する。 ③ 育成については、引き続き人材の確保・育成に係る方針に基づき、専門的、実務的な研修等の実施、多様なポストを経験させるための積極的な人事異動等を行う。さらに、資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門においては、外部専門家との議論等を通じた育成を図る。 ④ ダイバーシティの推進について、2025（令和7）年度末に役員6名のうち2名を女性にすること及び管理職の女性割合を30%にすることを目標として、女性職員の採用を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障害者の積極的な採用を進めるととも	ど特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。その他必要な人材を中途採用し得るよう、職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討する。 ③ 育成については、引き続き人材の確保・育成に係る方針に基づき、専門的、実務的な研修等の実施、多様なポストを経験させるための積極的な人事異動等を行う。さらに、資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門においては、外部専門家との議論等を通じた育成を図る。 ④ ダイバーシティの推進について、2025（令和7）年度末に役員6名のうち2名を女性にすること及び管理職の女性割合を30%にすることを目標として、女性職員の採用を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障害者の積極的な採用を進めるととも	経験が豊富な、専門知識を有する人材を適切な処遇で採用した。また、資産運用という特に高度な専門性が求められる部門において、当該人材について、年齢、社会経験年数のみならず職務経歴等を吟味し、妥当と考えられる処遇を行った。 ③ 令和6年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 <table><tr><td>実施回数</td><td>：51回</td><td>延べ参加人数</td><td>：1,046人</td></tr><tr><td>うち基本研修</td><td>14回</td><td></td><td>656人</td></tr><tr><td>うち実務研修</td><td>37回</td><td></td><td>390人</td></tr></table> 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和6年度中に機構職員のうち10.7%の人事異動を行った（10/1、1/1、4/1）。 資産運用部門については、金融機関主催の研修の積極的な受講等を通じて人材育成を進めたほか、システム部門においても中退共システムの再構築に係る全体工程管理等におけるコンサルタントとの協働を通じたITリテラシー等の強化によりIT人材の育成に繋げた。 ④ 役員については6名のうち2名を女性としたが、管理職の女性割合は26.3%（令和6年度末時点）のため、令和7年度末の目標達成に向けて引き続き女性幹部候補者の育成、登用を進めている。障害者雇用については、独立行政法人における法定雇用率に対して3.09%を確保しており（令和6年6月1日現在）、人事部門と配属部門とが連携し、定期的な面談を行う等定着のためのきめ細やかな対応を行った。	実施回数	：51回	延べ参加人数	：1,046人	うち基本研修	14回		656人	うち実務研修	37回		390人		
実施回数	：51回	延べ参加人数	：1,046人															
うち基本研修	14回		656人															
うち実務研修	37回		390人															

		に、人事部門と配属部門とが連携し、定着のためきめ細やかな対応を行う。	に、人事部門と配属部門とが連携し、定着のためきめ細やかな対応を行う。				
--	--	------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
5－1	第5 予算、収支計画及び資金計画								
	第6 短期借入金の限度額								
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
	第8 剰余金の使途								
	第9 積立金の処分に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ									
		達成目標	(参考)	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり 2 収支計画	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり 2 収支計画	<評価の視点> ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	<評定と根拠> 評定：短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 前期中期目標期間繰越積立金について、清退共事業等勘定給付経理、清退共事業等勘定特別給付経理における業務に充てた。 これらを踏まえ、B評価とする。 <評価の視点に対する措置> ・年度計画の予算を踏まえて支出超過が見込まれる部分(退職給付金等)を含め、適正に執行した。	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	① 機構総括 別紙－８のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 －９のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 －１０のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 －１１のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 －１２のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－１３のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 －１４のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－１５のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 －１６のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 －１７のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 －１８のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 －１９のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－２０のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 －２１のとおり 第6 短期借入 金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業	① 機構総括 別紙－８のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－９ のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－１０ のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－１１ のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－１２ のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－１３のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－１４ のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－１５のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－１６ のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－１７ のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－１８ のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－１９ のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－２０のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－２１ のとおり 第6 短期借入金 の限度額 1 限度額 ① 中退共事業に	<評価の視点> ・短期借入金の	第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業、② 建退共事業、③ 清退共事業、④ 林退共事業における借入実	<評価の視点に対する 措置> ・短期借入金について	
--	--	---	------------------------	---	---------------------------------	--

	においては 20 億円 ② 建退共事業 においては 20 億円 ③ 清退共事業 においては 1 億円 ④ 林退共事業 においては 3 億円 ⑤ 財形融資事 業においては 305 億円 ⑥ 雇用促進融 資事業におい ては 0.1 億 円 2 想定される 理由 ① 予定してい た掛金等収入 額の不足によ り、一時的に 退職金等支払 資金 の支出 超過が見込ま れる場合に、 支払いの遅延 を回避するた め。 ② 財産形成促 進事業におい て資金繰り 上、発生する 資金不足への 対応の た め。 ③ 運営費交付 金の受入の遅 延等による資 金不足に対応 するため。 ④ 予定外の役 職員等の退職 者の発生に伴 う退職手当の 支給等の出費 に対応するた	おいては 20 億円 ② 建退共事業に おいては 20 億円 ③ 清退共事業に おいては 1 億円 ④ 林退共事業に おいては 3 億円 ⑤ 財形融資事業 においては 305 億円 ⑥ 雇用促進融資 事業においては 0.1 億円 2 想定される理 由 ① 予定していた 掛金等収入額の 不足により、一 時的に退職金等 支払資金の支出 超過が見込まれ る場合に、支払 いの遅延を回避 するため。 ② 財産形成促進 事業において資 金繰り上、発生 する資金不足へ の対応のため。 ③ 運営費交付金 の受入の遅延等 による資金不足 に対応するた め。 ④ 予定外の役職 員等の退職者の 発生に伴う退職 手当の支給等の 出費に対応する ため。	限度額を超えな かったか。ま た、借入を行う 理由は適切であ ったか。	績はなかった。 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金とし て、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 73 億円（令和 6 年 9 月 25 日～9 月 27 日） 46 億円（令和 6 年 12 月 24 日～12 月 26 日） 139 億円（令和 7 年 3 月 25 日～3 月 28 日） ⑥ 雇用促進融資事業における借入実績はなかった。 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過 が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するた め。	は、財形融資事業にお ける資金繰り上発生し た資金不足に対するつ なぎ資金として、借入 限度額の範囲内で、借 入を行った。	
--	--	---	--	---	--	--

	め。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 積立金の処分に關する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 積立金の処分に關する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進	＜評価の視点＞ ・財形勘定における決算において剰余金が発生し目的積立金として積み立てた際には、適切に執行しているか。 ＜評価の視点＞ ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 剰余金は発生したものの、目的積立金として積み立てていないため実績なし。 第9 積立金の処分に關する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおりの業務に充てた。 <table><tr><td>①</td><td>清退共事業等勘定</td><td>給付経理</td><td>59,478,405 円</td></tr><tr><td>②</td><td>清退共事業等勘定</td><td>特別給付経理</td><td>955,706 円</td></tr></table>	①	清退共事業等勘定	給付経理	59,478,405 円	②	清退共事業等勘定	特別給付経理	955,706 円	＜評価の視点に対する措置＞ ・剰余金は発生したものの、目的積立金として積み立てていないため実績なし。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。	
①	清退共事業等勘定	給付経理	59,478,405 円											
②	清退共事業等勘定	特別給付経理	955,706 円											

		進事業 ④ 雇用促進融 資事業	事業 ④ 雇用促進融 資事業				
--	--	-----------------------	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	448,562	448,562			
目的積立金	-	-			
積立金	-	190,386			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-			
うち年度末残高（b）	-	-			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-			

清酒製造業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,616	2,556			
目的積立金	-	-			
積立金	-	20			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-			
うち年度末残高（b）	-	-			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-			

財形勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	14,246	14,246			
目的積立金	-	-			
積立金	-	281			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-			
うち年度末残高（b）	-	-			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-			

建設業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	73,863	73,863			
目的積立金	-	-			
積立金	-	27,751			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-			
うち年度末残高（b）	-	-			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-			

林業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	-	-			
目的積立金	-	-			
積立金	-	113			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-			
うち年度末残高（b）	-	-			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-			

雇用促進融資勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	187	187			
目的積立金	-	-			
積立金	-	47			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額（a）	28	28			
うち年度末残高（b）	0	0			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.00％	0.00％			